

国際法務総合センター維持管理・運営事業

維持管理及び運営に関する契約書

(案)

※ 本契約書（案）については、事業者の提案書の内容等により、締結することとなります。

事業契約書

- 1 事業名 国際法務総合センター維持管理・運営事業
- 2 事業の場所 昭島市もくせいの杜
- 3 事業期間 令和9年4月1日～令和19年3月31日
- 4 契約代金額 ¥ ●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ●)
- 5 契約保証金 第65条に定める履行保証保険の締結を条件として免除する。

上記の事業について、発注者と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な事業契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

また、本契約の締結及びその履行に際し、国は本事業が民間企業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者は本事業が法務省所管施設としての公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、発注者及び事業者が各1通を保有する。

令和8年●月●日

発注者

支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長 藤田 正人

事業者

第1章 総 則

(目的)

第1条 本契約は、国及び民間事業者が相互に協力し、国際法務総合センター維持管理・運営事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本契約で定めのない用語のうち要求水準書において意義を定めるものは、要求水準書と同じ意義を有するものとする。

- 一 「維持管理・運営期間」とは、運営開始予定日から令和19年3月31日までの期間をいう。
- 二 「維持管理・運営業務」とは、施設維持管理業務及び運営業務の総称をいう。
- 三 「維持管理企業」とは、基本協定書において施設維持管理業務を担当すると規定されている者をいう。
- 四 「維持管理業務」とは、要求水準書に規定される施設維持管理業務をいう。
- 五 「委託費」とは、本契約に基づく民間事業者の債務履行に対し、国が民間事業者に支払う金額をいう。
- 六 「医療情報システム」とは、民間事業者が医療情報システム業務の履行として構築したシステムをいう。
- 七 「運営開始準備業務」とは、運営開始予定日当日から円滑なセンター運営が開始でき、混乱することなく業務が提供できるよう、準備期間において行う業務をいう。ただし、運営準備支援業務を除く。
- 八 「運営開始予定日」とは、令和9年4月1日又は本契約に従い変更された日をいう。
- 九 「運営企業」とは、基本協定書において運営業務を担当すると規定されている者をいう。
- 十 「運営業務」とは、要求水準書に規定される総務業務、収容関連サービス業務及び医療業務支援をいう。
- 十一 「運営準備支援業務」とは、要求水準書に規定される運営準備支援業務をいう。
- 十二 「基本協定書」とは、本事業に関して、落札者が決定されたことを確認し、国及び落札者の義務について必要な事項を定める国と代表企業、構成企業及び協力企業等との間で締結された基本協定書をいう。
- 十三 「協力企業等」とは、落札者の代表企業又は構成企業でない者であって、本契約により民間事業者が実施すべき業務の一部を民間事業者から直接受託し、又は請け負う者をいう。
- 十四 「構成企業」とは、代表企業及び協力企業等以外の落札者を構成する各企業をいう。
- 十五 「国際法務総合センター」とは、東京都昭島市に所在する次の施設、職員宿舎及び外構施設等の総称をいい、同施設を構成する各施設を「各センター施設」という。また、東日本成

人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、女子中間ケアセンター（仮称）及び東京西少年鑑別所を総称して、「センター矯正施設」という。

- ・東日本成人矯正医療センター
- ・東日本少年矯正医療・教育センター
- ・女子中間ケアセンター（仮称）
- ・東京西少年鑑別所
- ・エネルギーセンター
- ・矯正研修所
- ・公安調査庁研修所
- ・国連アジア極東犯罪防止研修所（法務総合研究所国際連合研修協力部）・法務総合研究所国際協力部
- ・職員宿舎等

十六 「事業期間終了日」とは、令和19年3月31日をいう。

十七 「事業者管理資産」とは、要求水準等に従って、民間事業者が保守管理すべき備品、機器及び医療機器等をいう。事業者管理資産は、事業者調達資産（女子中間ケアセンター（仮称）に係る備品等であって、国が保守管理すべきものを除く。）及び運営開始予定日において国が所有している備品、機器及び医療機器等のうち、要求水準等に従って、民間事業者が保守管理すべきもので構成される。

十八 「事業者所有資産」とは、収容関連サービス業務の履行のため事業者が調達し、民間事業者が所有する備品、機器等をいい、民間事業者が更新したものを含む。

十九 「事業者調達資産」とは、民間事業者が本契約に従い調達し、本施設に設置した備品、機器及び医療機器等をいい、民間事業者が更新したものを含む。事業者調達資産は、要求水準書別紙2において民間事業者が調達又は更新することとされている備品、機器及び医療機器等、要求水準書別紙4において民間事業者が調達することとされている官用車並びに医療情報システムにより構成される。また、特に明示しない限り、事業者所有資産を含む。

二十 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。

二十一 「準備期間」とは、本契約締結後から運営開始予定日までの期間をいう。

二十二 「人工透析業務担当法人」とは、基本協定書において人工透析業務を担当すると規定されている法人をいう。また、人工透析業務担当法人から人工透析業務を引き継いで実施する者を「後継人工透析業務担当法人」という。

二十三 「センター長」とは、本事業に係る国側の現地総括監督業務を行う者としての東日本成人矯正医療センターの長をいう。

二十四 「総括業務責任者」とは、要求水準書に定める総括業務責任者又は民間事業者により総括業務責任者に選任された者をいう。

二十五 「提案書類」とは、落札者が本事業に係る総合評価落札方式による入札手続において国に提出した事業提案、国からの質問に対する回答書その他落札者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。

二十六 「入札説明書」とは、国が本事業に関して令和7年12月12日に公表した入札説明書本編及び付属資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。

二十七 「入札説明書に対する質問及び回答書」とは、入札説明書の公表後に受け付けた質問及びこれに対する国の回答を記載した書面並びに入札参加者別対話における質疑回答を記載した書面をいう。

二十八 「被収容者等」とは、被収容者（刑事施設に収容された者をいう。）及び在院（所）者（少年施設に収容された者をいう。）をいう。

二十九 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷若しくは地震その他の自然災害、火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象又は感染症の流行のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの（要求水準等で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、国又は民間事業者のいずれの責めに帰すことができないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

三十 「副総括業務責任者」とは、要求水準書に定める副総括業務責任者又は事業者により副総括業務責任者に選任された者をいう。

三十一 「法令」とは、法律、条例、政令、省令若しくは規則、通達、行政指導又はガイドラインをいう。ただし、本事業関連通達は法令から除く。

三十二 「本業務」とは、総括マネジメント業務、運営準備支援業務及び維持管理・運営業務をいう。

三十三 「本事業関連通達」とは、国際法務総合センターの運営等に係る訓令、通達等をいう。

三十四 「要求水準書」とは、入札説明書に添付された国際法務総合センター維持管理・運営事業要求水準書をいい、入札時に確定したものとして国が文書により示したものとみなす。なお、本事業関連通達は、要求水準書の一部を構成するものとみなす。

三十五 「要求水準等」とは、本事業関連通達、入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書並びに提案書類をいう。

三十六 「落札者」とは、総合評価落札方式により本事業を実施する者として決定された代表企業、構成企業及び協力企業等からなる企業コンソーシアムをいう。

（総 則）

第3条 国及び民間事業者は、本契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準等に従い、法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 国及び民間事業者は、本契約とともに、要求水準等に定める事項が適用されることを確認する。

3 民間事業者は、本事業に係る各業務を、事業期間内に完了するものとし、国は、委託費を第5章に定めるところにより、民間事業者に支払う。

4 本契約で別途定める場合を除き、国又は民間事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、国については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を、民間事業者については、国の債権に関する延納利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率を乗じて計算した額の延納利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

- 5 国は、本契約に基づいて生じた民間事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。
- 6 本事業を履行するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準等に特別の定めがある場合を除き、民間事業者がその責任において定める。
- 7 本契約の履行に関して国及び民間事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本契約の履行に関して国及び民間事業者の間で用いる計量単位は、要求水準等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。
- 10 本契約及び要求水準等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 11 本契約は、日本法に準拠する。
- 12 本契約に関する紛争又は訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（民間事業者が実施する業務）

第4条 民間事業者は、本業務、本業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随又は関連する一切の業務を行う。

（総括業務責任者、副総括業務責任者及び業務責任者）

第5条 民間事業者は、本契約締結後速やかに総括業務責任者を選任し、選任後速やかに国に通知しなければならない。総括業務責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 民間事業者は、本契約締結後速やかに副総括業務責任者を選任し、選任後速やかに国に通知しなければならない。副総括業務責任者を変更した場合も同様とする。
- 3 民間事業者は、本件運営開始予定日までの間で国と事業者による協議の上別途定める日までに、要求水準書に規定する維持管理業務責任者、運営業務責任者及び個別業務責任者を選任し、国に通知しなければならない。それらの業務責任者を変更した場合も同様とする。
- 4 前3項に規定する総括業務責任者、副総括業務責任者、維持管理業務責任者及び運営業務責任者は、法務省に在職していた者である場合には、その離職後（法務省を離職後に法務省と密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人に就職していた者である場合には、その離職後）2年以上経過した者でなければならない。

（関係者協議会）

第6条 国と民間事業者は、本事業に関する協議を行うため東日本成人矯正医療センターに関係者協議会を設置する。関係者協議会の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

- 2 関係者協議会の構成員は、センター長及びセンター長が指定する者並びに総括業務責任者及び民間事業者の代表取締役が指定する者とし、センター長及び民間事業者がそれぞれの構成員を選任したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

- 3 民間事業者は、別紙4に基づく違約金の賦課及び減額ポイントの計上について異議ある場合には、関係者協議会において、国と協議することができる。ただし、違約金の賦課及び減額ポイントの計上は、国と民間事業者が合意することを条件とはしない。
- 4 要求水準等に係る事項並びに違約金の賦課及び減額ポイントの計上に係る事項について、関係者協議会における協議が調わなかった場合には、矯正局長が指定する者と代表企業が指定する者との間で協議を行う総合調整協議会を設置する。この場合において、当該協議に係る費用は、各自が負担する。
- 5 前項の協議が調わなかった場合において、国及び民間事業者は、双方又は一方の申出に基づいて、双方が合意の上で選任する委員3人（うち1人は入札説明書に定める事業者選定委員とする。）で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会は前項に規定する事項について、あっせんを行う。その委員の選定方法、あっせん手続の内容、費用負担等については、別紙1によるものとする。
- 6 国及び民間事業者は、第1項及び第4項に規定する協議において合意された事項並びに前項の第三者委員会において合意された事項を遵守する。
- 7 第1項及び第4項に規定する協議の運営に関する必要な事項については、国及び民間事業者と協議の上決定する。ただし、運営に係る細則の決定は協議会に委任することができる。
- 8 関係者協議会は、必要に応じ、部会を設けることができる。部会の設置及びその運営規則は協議会で定める。
- 9 国及び民間事業者は、第1項及び第4項に規定する協議において、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第7条** 民間事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- 2 民間事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、事業者調達資産のうち国に所有権を移転する前のもの及び事業者所有資産に係る所有権その他の権利について、担保権の設定その他一切の権利の処分を行ってはならない。
 - 3 民間事業者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するまでの間、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本契約上の地位及び本事業について国との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
 - 4 民間事業者は、譲渡制限の付された株式について株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該請求から2週間以内に、当該譲渡の承認の可否について取締役会での決議を行わなければならない。この場合には、民間事業者は、当該譲渡につき国の承諾を受けていることを国に確認した後でなければ当該譲渡の承認をする取締役会決議を行ってはならない。
 - 5 民間事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、第三者に対し新株を割り当てては

ならない。ただし、既に民間事業者の出資者である者に対しては、この限りでない。

- 6 民間事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、定款の変更、重要な資産の譲渡、事業譲渡等、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行ってはならない。
- 7 国は、本事業の安定性を阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められるときその他合理的な理由がある場合には、第1項から前項までの承諾をしないこととする。
- 8 民間事業者は、本契約及び要求水準等により民間事業者が行うべきものとされている事業のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかくわらず、本事業と直接関係のない事業を一切行ってはならない。
- 9 民間事業者は、本契約の期間満了から1年を経るまでは、解散してはならない。

(事業者の資金調達等)

第8条 本事業の実施に係る一切の費用は、本契約に定める場合を除き、全て民間事業者が負担するものとし、また、本事業の実施に係る民間事業者の資金調達は全て民間事業者の責任において行う。

(要求水準書の変更)

第9条 国は、必要と認めるときは、あらかじめ民間事業者と協議を行った上で、要求水準書の内容を変更することができる。ただし、本事業関連通達を変更したときは、直ちにこれを通知することで足りる。

(要求水準書の変更に伴う費用の負担)

第10条 国は、前条に規定する要求水準書の変更（民間事業者の責めに帰すべき事由による変更を除く。）により、本事業について合理的な範囲内での増加費用が発生する場合には、民間事業者と協議の上、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用が減少する場合には、民間事業者と協議の上、当該減少に相当する額を委託費から減額する。法令変更又は不可抗力を原因として要求水準書を変更する場合には、第8章又は第9章に従う。

(法令に定める許認可の取得等)

第11条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可は、民間事業者がその責任及び費用負担において取得する。また、民間事業者が本契約に基づく義務を履行するため必要となる届出は、民間事業者の責任及び費用負担において作成し、提出する。国が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、国がこれを行うものとし、そのために民間事業者に対し協力を求めた場合には、民間事業者はこれに応ずる。

- 2 民間事業者は、前項の許認可の申請又は届出を行ったときは、国に対し速やかに報告を行う。
- 3 国は、第1項の許認可の取得又は届出について、民間事業者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ協力する。

- 4 民間事業者は、自らの許認可の取得又は届出の遅延により増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、法令変更又は不可抗力により遅延した場合には、第8章又は第9章に従う。

(保険の付保等)

第12条 民間事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業に関して、別紙2に定める保険に加入しなければならない。

- 2 民間事業者は、別紙2に定める保険のほか、自らの責任と費用負担により、本事業の実施に必要となる保険に加入することができる。その場合には、原則として提案書類に基づいて付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ国と協議しなければならない。
- 3 民間事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前2項による保険に関する証券及び保険約款(特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。)又はこれらに代わるもの、それらの保険契約締結後直ちに国に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

(著作物の利用及び著作権)

第13条 国は、本事業に関連して作成され、本契約に基づき提出を受けた一切の書類、図面、写真、映像、本事業関連システム（医療情報システムその他維持管理・運営業務に関連して作成されたプログラム及びデータベースをいい、その仕様も含む。）等（以下「成果物」という。）について、国の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布又は翻案する権利を含む。）を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。

- 2 民間事業者は、国が成果物について、次の各号に掲げる行為ができるようにしなければならない。
- 一 著作者名を表示することなく成果物の全部又は一部を自ら公表し、又は第三者をして公表させること。
 - 二 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - 三 成果物について、本事業に必要な範囲で自ら複製し、頒布し、展示し、改変し、若しくは翻案し、又は国が委託する第三者をして複製させ、頒布させ、展示させ、改変させ、若しくは翻案させること。
- 3 民間事業者は、次の各号に掲げる行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。ただし、あらかじめ国の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 一 成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - 二 成果物の内容を公表すること。
 - 三 成果物について、著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項又は第20条第1項に定める権利行使すること。
 - 四 成果物を他人に閲覧させ、又は複写させること。

(著作権の侵害の防止)

第14条 民間事業者は、成果物が、第三者の著作権等を侵害するものではないことを国に保証する。

- 2 民間事業者は、国による成果物の利用のために第三者からの許諾等を受ける必要がある場合には、自らの責任及び費用負担において、国のために必要な許諾等を取得する。
- 3 民間事業者は、成果物が第三者の著作権等を侵害したときは、当該第三者に対してその損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならない。

(特許権等の使用)

第15条 民間事業者は、特許権等の工業所有権の対象となる技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、当該使用が国の提案又は指示による場合はこの限りではない。

(図面の貸与)

第16条 国は、民間事業者にセンター施設の竣工図書を貸与する。民間事業者は、貸与に当たり、内容を確認するものとする。

- 2 民間事業者は、竣工図書の貸与を受けたときは、速やかに国に借用書を提出しなければならない。
- 3 民間事業者は、竣工図書の内容が実際のセンター施設と異なることを発見したときは、直ちに国に報告しなければならない。
- 4 国は、前項の報告を受けたときは、竣工図書と実際のセンター施設の相違に応じて必要な措置を講じるものとする。
- 5 民間事業者は、善良な管理者の注意をもって、貸与を受けた竣工図書を管理しなければならない。
- 6 民間事業者は、本業務の完了等によって不要となったときは、貸与を受けた竣工図書を速やかに国に返還しなければならない。
- 7 民間事業者は、故意又は過失により貸与を受けた竣工図書が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、国の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 8 民間事業者は、各センター施設の内容が、本事業の入札において入札参加者に貸与された各センター施設の図面と相違すること（軽微な相違は除く。）を認めたときは、速やかにかかる相違及びかかる相違が事業者の業務に与える影響を国に報告するものとする。国は、かかる相違が民間事業者の業務内容又は業務に要する費用に影響すると認められるときは、その相違に応じて必要な措置を執るものとする。

(国による説明要求等)

第17条 国は本業務の進捗状況について、隨時、民間事業者に対して報告を求めることができ、

民間事業者は、国から求められた場合にはその報告を行わなければならない。

- 2 国は、本契約の期間中、隨時、民間事業者に対しその業務実施に関し質問をし、又は説明を求めることができる。民間事業者は、国から質問を受けた場合には、速やかに、回答を行わなければならない。
- 3 国は、前項の回答が合理的でないと判断した場合には、民間事業者と協議を行うことができる。
- 4 国は、本契約の期間中、あらかじめ民間事業者に通知を行うことなく、隨時、本業務の実施に立ち会うことができる。
- 5 第1項、第2項及び前項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、本業務の実施状況が要求水準等の内容から逸脱していることが判明した場合には、国は、民間事業者に対し、その是正を求めることができる。当該是正に係る費用は、事業者が負担する。
- 6 民間事業者は、国が第1項、第2項及び第4項に規定する説明要求及び本業務の実施への立会い等を行ったことをもって、本業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

(責任の負担)

第18条 民間事業者は、本契約に従い国が承認、承諾、確認又は通知することとされている事項について、国が承認、承諾、確認又は通知したことをもって、本事業に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

(業務の実施及び費用負担)

第19条 民間事業者は、本契約及び要求水準等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

- 2 民間事業者は、要求水準書において国が負担すると規定されているものを除き、本業務の実施に必要な費用を負担する。

(従事職員の確保等)

第20条 民間事業者は、従事職員のうちセンター矯正施設内に立ち入って業務を行う者（以下「特別従事職員」という。）の名簿を運営開始予定日までに国に提出し、その承諾を受けなければならない。

なお、当該名簿には、特別従事職員の住所、氏名、生年月日等を記載し、住民票の写し、写真、健康診断書及び有資格者にあっては、当該資格を証明する書面の写しを添付しなければならない。

- 2 民間事業者は、特別従事職員以外の従事職員の名簿を運営開始予定日までに提出しなければならない。
- 3 民間事業者は、特別従事職員の追加その他の異動があるときは、追加その他の異動後の名簿に、該当する当該特別従事職員に係る第1項なお書に規定する書類を添付して国に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 4 民間事業者は、特別従事職員以外の従事職員に追加その他の異動があるときは、追加その他の異動後の名簿を速やかに国に提出しなければならない。
- 5 国は、従事職員のうち本業務を行うことが不適当と認める者があるときは、事業者に対し、その理由を示した上で、当該従事職員の交代を指示することができる。

(第三者等に対する損害)

- 第21条** 民間事業者は、本業務の実施に当たり、故意又は過失により第三者（被収容者等を含む。以下同じ。）に損害が発生した場合は、民間事業者がその損害を負担しなければならない。
- 2 前項の場合において、国が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った賠償額（別紙2に従い付された保険等によりてん補される部分を除き、当該損害の発生について国の責めに帰すべき事由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
 - 3 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき事由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った賠償額（別紙2に従い付された保険等によりてん補される部分を除く。）のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。
 - 4 民間事業者が、本業務の実施に当たり、故意又は過失により、国に増加費用又は損害が発生した場合には、民間事業者は当該増加費用又は損害を負担するものとする。ただし、当該増加費用又は損害の発生について、国の責めに帰すべき事由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分は国が負担する。

(モニタリング及び要求水準等未達成に関する手続)

- 第22条** 国は、別紙4により維持管理・運営業務の各業務につきモニタリングを行う。
- 2 国は、前項に規定するモニタリングの結果、維持管理・運営業務の遂行が要求水準等の内容を満たさないと判断した場合には、別紙4により、各業務につき改善勧告を行う。
 - 3 民間事業者は、要求水準等の内容を満たしていない状況を認識した場合には、直ちに国に対し、その状況及び理由並びに対応方針を報告しなければならない。

第2章 総括マネジメント業務

(総括マネジメント業務)

- 第23条** 民間事業者は、本契約の締結のときから維持管理・運営期間の終了まで、自らの責任と費用負担において、本契約、要求水準等に従い、総括マネジメント業務を実施する。
- 2 民間事業者は、総括マネジメント業務担当企業（基本協定書において総括マネジメント業務を受託することとしている者をいう。）に総括マネジメント業務の全部又は一部の実施を委託することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、総括業務責任者はその責任において総括マネジメント業務を実施するものとする。

第3章 運営準備

第1節 運営準備支援業務

(運営準備支援業務)

第24条 民間事業者は、準備期間中、自らの責任と費用負担において、本契約、要求水準等に従い、運営準備支援業務を行う。

- 2 民間事業者は、国の承諾を受けた場合に限り、運営準備支援業務の一部を運営準備支援業務担当企業（基本協定書において当該業務を受託することとしている者をいう。以下、本条において同じ。）、維持管理企業及び運営企業以外の第三者に委託することができる。
- 3 運営準備支援業務担当企業、維持管理企業、運営企業若しくは前項の規定により運営準備支援業務の一部を受託した者が更に当該業務の一部を他の第三者に委託し又は請け負わせる場合には、民間事業者は、国に対し、速やかにその旨を通知し、その承諾を得なければならない。ただし、運営準備支援業務担当企業、構成企業又は協力企業等に対して委託する場合には、国に対し、その旨を速やかに通知すれば足りる。
- 4 前2項の規定による運営準備支援業務の委託は、全て民間事業者の責任において行うものとし、当該委託を受けた者（以下「準備業務受託者等」という。）の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(施設への立入り等)

第25条 国は、女子中間ケアセンター（仮称）について、民間事業者が立入り可能となる日（以下「管理開始日」という。）を定め、令和●年●月末日までに民間事業者に通知するものとする。

- 2 国は、女子中間ケアセンター（仮称）について、管理開始日が管理開始予定日（令和●年●月●日）より遅れた場合において、必要と認められるときは、民間事業者と協議の上、女子中間ケアセンター（仮称）の運営開始予定日を変更するものとする。
- 3 国が管理開始日を管理開始予定日より前の期日に設定したときは、管理開始日と管理開始予定日が異なることによる委託費の変更は行わない。
- 4 管理開始日が管理開始予定日の後の期日に設定されたことを起因として、運営準備支援業務が遅延した場合は、増加費用又は損害の負担につき第28条によるものとし、国は、必要と認められるときは、女子中間ケアセンター（仮称）の運営開始予定日を変更するものとする。
- 5 民間事業者は、運営準備支援業務のうち施設維持管理業務については、管理開始日から業務を開始する。ただし、管理開始日の設定の状況により業務実施ができない場合は、この限りではない。

(国のリハーサル)

第26条 民間事業者は、国が要求水準書に従い運営開始予定日までに実施する女子中間ケアセンター（仮称）のリハーサルについて、国に必要な協力をする。

第2節 運営開始準備業務

(運営開始準備業務)

第27条 民間事業者は、準備期間中、自らの責任と費用負担において、本契約、要求水準等に従い、運営開始準備業務を行う。

2 運営開始準備業務等に係る第三者の使用については、第41条の定めるところによる。

第3節 運営準備支援業務等の遅延又は中止

(運営準備支援業務又は運営開始準備業務の遅延)

第28条 運営準備支援業務又は運営開始準備業務（以下この節において「運営準備支援業務等」という。）の完了が遅延した場合、又は運営準備支援業務等に起因して国又は民間事業者に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 国の責めに帰すべき事由により、運営準備支援業務等の完了が遅延した場合、又は運営準備支援業務等に起因して国又は民間事業者に増加費用又は損害が発生した場合には、国は、民間事業者と協議の上、合理的な期間、運営開始予定日を延期し、又は当該増加費用若しくは損害を負担する。
- 二 民間事業者の責めに帰すべき事由により、運営準備支援業務等の完了が遅延した場合、又は運営準備支援業務等に起因して国又は民間事業者に増加費用又は損害が発生した場合には、民間事業者は、当該増加費用又は損害を負担する。
- 三 法令の変更又は不可抗力により、運営準備支援業務等の完了が遅延した場合、又は増加費用若しくは損害が発生した場合には、第8章又は第9章に従う。

(運営準備支援業務等の中止)

第29条 国は、必要と認めた場合には、民間事業者に対し、運営準備支援業務等の中止の内容及び理由を通知した上で、運営準備支援業務等の全部又は一部を中止することができる。

2 国は、前項の規定により運営準備支援業務等の全部又は一部を中止した場合には、民間事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、合理的な期間、運営開始予定日を延期する。また、国は、民間事業者の責めに帰すべき場合を除き、運営準備支援業務等を中止したことにより、民間事業者に発生した合理的な増加費用又は損害を負担する。ただし、運営準備支援業務等の中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第8章又は第9章に従う。

第4節 運営準備の完了及び本業務の体制整備

(民間事業者による維持管理・運営業務体制整備)

第30条 民間事業者は、契約締結後速やかに、本業務の実施に必要な引継を国から受けなければならない。

- 2 民間事業者は、運営開始予定日までに、本契約及び要求水準等に基づき、各センター施設に係る維持管理・運営業務に必要な体制を確保する。
- 3 民間事業者は、業務に従事させようとする者の経験及び能力を踏まえ、国と協議の上、本業務を適正かつ確実に実施するための研修計画を策定しなければならない。
- 4 従事職員に対する研修については、業務に従事する前までに実施する。
- 5 国は、研修計画の策定に当たり、民間事業者に対して必要な助言を行うものとする。
- 6 国は、研修の実施に当たり、従事職員が本業務の実施に必要な知識及び技能を習得できるよう必要な協力をを行うものとする。
- 7 民間事業者は、研修実施後速やかに、実施した研修の結果を国に報告しなければならない。

(事業者調達資産の調達)

第31条 民間事業者は、準備期間において、本契約、要求水準等に従い、事業者調達資産を調達する。

- 2 国は、民間事業者が要求水準等に従い作成した機器備品リストにある機器、備品等について、変更を指示することができる。民間事業者が、国の指示により物件の変更を行った場合で、民間事業者が提示した機器、備品等と国が指示したものとで仕様が著しく異なり、かつ、機器、備品等の調達費用、維持管理の費用及び更新の費用が提案書類の金額と著しく異なるときは、国は、民間事業者と協議の上、委託費を変更するものとする。
- 3 国は、前項の場合において、必要と認めるときは、変更を指示した機器、備品の納品時期を変更するものとする。
- 4 民間事業者は、調達した事業者調達資産について、国の承認を受けたレイアウトに従い、令和9年2月28日まで（要求水準書に別の定めがある場合にはこれに従う。）に、自らの責任及び費用負担において各センター施設内に配置する。
- 5 民間事業者が調達する医療機器について、調達前に製造が中止となり、後継機種の機能が上昇し、市場価格が民間事業者の想定と著しく異なるときは、増加費用の負担について民間事業者は国に協議を申し入れることができる。

(民間事業者による事業者調達資産の整備の完了検査等)

第32条 民間事業者は、令和9年2月28日まで（要求水準書に別の定めがある場合にはこれに従う。）に、自らの責任及び費用負担において、各センター施設に係る事業者調達資産の整備が要求水準等の内容を満たしていることを確認するため、国の承認を受けた方法により、事業者調達資産の整備の完了検査を行う。

- 2 民間事業者は、国に対し、前項の完了検査を行う7日前までに、当該完了検査を行う旨を通

知する。

- 3 国は、第1項の完了検査に立ち会うことができる。ただし、民間事業者は、国が立会いを行つたことをもって事業者調達資産の整備に係る責任を軽減又は免除されるものではない。
- 4 民間事業者は、完了検査の結果を速やかに国に報告する。
- 5 民間事業者は、自らの責任及び費用負担により行った機器、備品等の試運転の結果を国に報告する。なお、国は、試運転に立ち会うことができる。
- 6 民間事業者は、令和9年3月12日まで(要求水準書に別の定めがある場合にはこれに従う。)に、事業者調達資産の取扱いを国に説明する。

(国による事業者調達資産の整備の完了確認及び完了確認書の交付)

第33条 国は、前条第4項の報告を受けた後7日以内に、事業者調達資産の整備が要求水準等の内容を満たしていることを確認する。

- 2 国は、前項の確認を行つた結果、事業者調達資産の整備が要求水準等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、民間事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、民間事業者が負担する。
- 3 第1項の確認は、次の各号のとおり行う。
 - 一 民間事業者又は準備業務受託者等の立会いの下で確認を行う。
 - 二 確認は、要求水準等との照合により行う。
 - 三 その他、要求水準等に基づき、設置機器の試運転等を行う。
- 4 国は、第1項の確認を行つた後に、民間事業者に対し、遅滞なく事業者調達資産等整備完了確認書を交付する。なお、事業者調達資産等整備完了確認書は、女子中間ケアセンター(仮称)とその他の各センター施設に分けて交付する。
- 5 民間事業者は、国が事業者調達資産等整備完了確認書を交付したことをもって、本業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

(運営開始確認書の交付)

第34条 国は、事業者調達資産等整備完了確認書の交付後、維持管理・運営業務実施のための体制が確保されていることを確認し、民間事業者が自ら又は受託者等(本事業の一部の委託を受けた者を言う。以下同じ。)をして別紙2に規定する種類及び内容の保険に加入し、その証書の写しの提出を受けた場合には、民間事業者に対し、遅滞なく運営開始確認書を交付する。なお、運営開始確認書は、女子中間ケアセンター(仮称)とその他の各センター施設に分けて交付する。

- 2 国は、前項の確認を行つた結果、維持管理・運営業務実施のための体制の整備が本契約及び要求水準等の内容を満たしていないと認める場合には、民間事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、民間事業者が負担するものとし、民間事業者は、是正又は改善の終了後、再度国の確認を受けなければならない。
- 3 民間事業者は、国が運営開始確認書を交付したことをもって、維持管理・運営業務に係る責

任を軽減又は免除されるものではない。

(維持管理・運営業務開始の遅延による違約金)

第35条 前条第1項に規定する運営開始確認書の交付が運営開始予定日より遅延した場合（国に帰責性がある場合を除く。）には、民間事業者は、運営開始予定日から運営開始確認書が交付された日までの間（両端日を含む。）に応じ、別紙5の「1 委託費の構成」に記載された「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」の1年間分の金額に国の債権に関する延納利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率に相当する率を乗じて計算した額の違約金を国に支払う。

(事業者調達資産の所有権移転)

第36条 民間事業者は、運営開始予定日において、各センター施設に設置されている事業者調達資産（事業者所有資産を除く。以下本条において同じ。）の所有権を国に移転する。ただし、民間事業者が運営開始後に調達した事業者調達資産については、各センター施設に設置された時点において、所有権を国に移転する。

2 民間事業者は、前項により事業者調達資産の所有権を国に移転するに当たっては、担保物権その他の制限のない所有権を移転しなければならない。

第4章 維持管理・運営業務

第1節 維持管理・運営業務に係る総則

(維持管理・運営業務の開始)

第37条 民間事業者は、第34条第1項に規定する運営開始確認書を受領した後でなければ、維持管理・運営業務を開始することはできない。

2 運営開始予定日の前に運営開始確認書を受領した場合であっても、民間事業者は、運営開始予定日まで、維持管理・運営業務を開始することはできない。

(維持管理・運営業務計画書等の作成・提出)

第38条 民間事業者は、要求水準等に従い、国との協議の上、維持管理・運営業務に係る業務計画書を作成し、センター長の承諾を受けるものとする。なお、業務計画書は各センター施設ごとに作成するものとする。

2 民間事業者は、仕様書及び業務マニュアルを作成し、運営開始予定日までにセンター長の承諾を受けなければならない。

3 民間事業者は、運営開始予定日の属する事業年度については運営開始予定日の30日前までに、その他の事業年度については当該事業年度開始日の30日前までに、業務年次計画書を作成し、センター長の承諾を受けなければならない。

4 民間事業者は、要求水準等に従った維持管理及び運営業務を行うため、センター長の承諾を受けた各種計画書、仕様書及び業務マニュアルに従って、維持管理・運営業務を実施する。

(業務報告)

第39条 民間事業者は、要求水準等に従い本業務に関する業務報告書を作成し、国に提出する。

2 民間事業者は、前項の業務報告書を維持管理・運営期間の終了時まで保管する。

(維持管理・運営業務に伴う近隣対策)

第40条 民間事業者は、自らの責任及び費用負担において、維持管理・運営業務を実施するに当たり合理的な範囲内の近隣対策を実施する。民間事業者は、国に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。また、国は、近隣対策の実施について、民間事業者に協力する。

2 民間事業者は、前項の近隣対策の結果、民間事業者に発生する増加費用を負担する。
3 前2項の規定にかかわらず、国際法務総合センターの運営自体に関する近隣対策は国が実施するほか、当該近隣対策に起因して民間事業者に増加費用又は損害が生じたときは、国がこれを負担する。また、国際法務総合センターの運営自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は国が行うものとする。

(維持管理・運営業務に係る第三者の使用)

第41条 民間事業者は、国の承諾を受けた場合に限り、維持管理・運営業務の一部を維持管理企業又は運営企業以外の第三者に委託することができる。

2 維持管理企業、運営企業又は前項の規定により維持管理・運営業務の一部を受託した者が更に当該業務の一部を他の第三者に委託する場合には、民間事業者は、国に対し、速やかにその旨を通知し、国の承諾を受けなければならない。ただし、基本協定書において当該業務を受託することとしている構成企業又は協力企業等に対して委託を行う場合には、その旨を、国に対し、速やかに通知すれば足りる。
3 前2項に規定する維持管理・運営業務の委託は、全て民間事業者の責任において行うものとし、受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
4 民間事業者は、受託者等の責めに帰すべき事由により、国又は民間事業者に発生した増加費用又は損害を負担する。

(センター矯正施設の収容対象等)

第42条 センター矯正施設に収容される被収容者等の定員は要求水準書のとおりとする。

2 国は、要求水準書等に定める収容対象を変更する場合又は前項に規定する収容定員を超過して被収容者を収容する場合には、第9条の協議を要しない。

第2節 業務の実施等

(維持管理・運営業務)

第43条 民間事業者は、第34条第1項に規定する運営開始確認書が交付された日又は運営開始予定日のいずれか遅い日から維持管理・運営期間の終了日まで、自らの責任と費用負担において、本契約、要求水準等に従い、各センター施設の維持管理・運営業務を行う。ただし、医療情報システムの整備その他の運営開始準備業務は、準備期間中に実施する。

- 2 維持管理・運営業務について、国（被収容者等を含む。以下、本項で同じ。）又は民間事業者に増加費用又は損害が発生した場合における措置は、別紙3に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。
- 一 国の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営業務について増加費用又は損害が発生した場合には、国が当該増加費用又は損害を負担する。
 - 二 民間事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営業務について増加費用又は損害が発生した場合には、民間事業者が当該増加費用又は損害を負担する。
 - 三 法令の変更又は不可抗力により、維持管理・運営業務について増加費用又は損害が発生した場合には、第8章又は第9章に従う。

(緊急事態の対応)

第44条 国は、回復不可能な損害が発生し、維持管理・運営業務に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると合理的に認めるときは、民間事業者に維持管理・運営業務の全部又は一部の停止を命じた上で、当該業務を国が直接実施することができる。この場合において、民間事業者は、国による維持管理・運営業務の実施に協力する。

- 2 前項の措置を講じたことにより国又は民間事業者に費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。
- 一 国の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合には、国が当該増加費用又は損害を負担する。
 - 二 民間事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合には、民間事業者が当該増加費用又は損害を負担する。
 - 三 法令の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合には、第8章又は第9章に従う。

(各センター施設の修繕)

第45条 民間事業者の責めに帰すべき事由により、各センター施設の修繕又は設備の更新が必要となった場合には、民間事業者は当該施設の修繕又は設備の更新を行い、これに伴う増加費用を負担する。

- 2 前項に従い、民間事業者が各センター施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、緊急のと

きを除き、あらかじめ国の承諾を受けなければならない。

- 3 民間事業者は、各センター施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、当該修繕又は更新について国の確認を受けるとともに、必要に応じて貸与を受けた竣工図書に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに国に提出する。

(事業者調達資産の更新)

- 第46条** 民間事業者は、本契約、要求水準等に従い、事業者調達資産（民間事業者が保守管理すべきものに限る。以下本条において同じ。）の更新を行う。
- 2 民間事業者は、要求水準等に規定された回数の更新を実施するものとする。なお、維持管理の不具合、機器、備品等の不適合により更新が必要となったときの更新は、要求水準等に定める更新回数に含めない。
- 3 前項により実施する更新の時期は、提案書類に基づくものとする。ただし、民間事業者は、国と協議の上、更新の時期を変更することができる。なお、この更新時期の変更による委託費の見直しは行わない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、民間事業者は、国と協議の上、更新の回数を変更することができるものとする。
- 5 前項の規定により、事業者調達資産の更新回数が変更された場合において、民間事業者の費用が増加する場合でも、委託費の増額は行わず、民間事業者の費用が減少するときは、国と民間事業者が協議して委託費を減額することができる。
- 6 国は、劣化等により保守管理では必要な機能を満たすことが困難であると認めた事業者調達資産について、民間事業者に更新を求めることができるものとする。
- 7 民間事業者は、前項により国から事業者調達資産の更新を求められたときは、速やかに当該事業者調達資産の更新を行う。
- 8 前項による更新は要求水準等に定める事業者管理資産の更新回数に含めるものとする。
- 9 更新に係る医療機器等について、同型機種が製造中止となり、その後継機種の機能が上昇し、市場価格が事業者の想定と著しく異なるときは、増加費用の負担について民間事業者は国に協議を申し入れることができる。

(独立採算業務)

- 第47条** 民間事業者は、収容関連サービス業務のうち、職員食堂運営及び研修員等に係る寝具の洗濯業務は、独立採算業務として実施するものとする。
- 2 前項の業務に係る利用者から支払われる代金及び利用料金は、民間事業者の収入とする。
- 3 民間事業者は、国から支払われる委託費を第1項の業務の実施の費用に充ててはならない。
- 4 民間事業者は、職員食堂運営に係る業務の実施に必要な場所につき、国から使用許可を受けた使用するものとする。民間事業者は、使用許可に付された条件（使用料の納付を含む。）を遵

守しなければならない。

(医療情報システムの整備)

第48条 民間事業者は、本契約、要求水準等に従い、医療情報システムを整備する。

- 2 民間事業者は、医療情報システムの整備を完了したときは、その旨を国に通知し、運営開始予定日までに国の確認を受けなければならない。

(医療情報システムの運用・保守・更新)

第49条 民間事業者は、本契約、要求水準等に従い、医療情報システムの運用及び保守を実施する。

- 2 民間事業者は、要求水準等に従い、本契約の期間中、必ず一回の医療情報システムの更新を行う。

(人工透析業務)

第50条 民間事業者は、本契約、要求水準等に従い、人工透析業務を実施する。

- 2 民間事業者は、人工透析業務のうち医業に関する業務については、人工透析業務担当法人に当該業務を実施させなければならない。
- 3 民間事業者は、人工透析業務担当法人との間で前項の業務の実施に必要な契約を締結したときは、速やかにその写しを国に提出して、国の確認を受けなければならない。
- 4 民間事業者は、国が必要と認めるときは、センター矯正施設の職員である医師等が、事業者管理資産として民間事業者が設置した人工透析機器を使用して被収容者等への人工透析治療を実施することを承諾しなければならない。
- 5 前項の場合において、民間事業者は、当該被収容者等への人工透析治療の実施義務を免れる。また、この場合において、センター矯正施設の職員である医師等の故意若しくは過失又はその他国の責に帰すべき事由により人工透析機器を損壊させたときには、当該増加費用又は損害は国が負担する。
- 6 民間事業者が、民間事業者又は人工透析業務担当法人の事由により、本契約の期間中に人工透析業務担当法人による人工透析業務を終了しようとするときは、終了する日の3年前までにその旨を国に通知しなければならない。ただし、後継人工透析業務担当法人を既に確保しているときは、後継人工透析業務担当法人の業務開始の1か月前までに通知することで足りる。
- 7 民間事業者は、人工透析業務担当法人が人工透析業務を終了する日の1か月前までに、後継人工透析業務担当法人を確保しなければならない。
- 8 民間事業者は、前項に規定する日までに後継人工透析業務担当法人を確保できなかったときは、人工透析業務を終了する日から本契約の期間が終了する日までの期間における人工透析業務の実施に必要な費用（提案書類で想定されたサービスの提供を基に算定する。）の合計金額の

- 100分の3に相当する金額を違約金として国に支払わなければならない。
- 9 後継人工透析業務担当法人が民間事業者又は後継人工透析業務担当法人の事由によりその業務を終了するときは、人工透析業務担当法人を後継人工透析業務担当法人と読み替えて、第2項、第3項及び前3項を準用する。
- 10 民間事業者が、人工透析業務の実施に当たり、故意又は過失により被収容者等に損害を生じさせたときは、民間事業者がその損害を賠償しなければならない。なお、人工透析業務担当法人及び後継人工透析業務担当法人の医師等の故意又は過失は、民間事業者の故意又は過失とみなして、本項及び第21条を適用する。
- 11 民間事業者は、国が医療法（昭和23年法律第205号）等の関連法令に基づく監督官庁からの指示等を受けて、管理者として講ずる措置について、必要な協力をする。

第5章 委託費の支払

(委託費の支払)

- 第51条** 国は、本契約に基づく民間事業者の債務履行の対価として、別紙5及び別紙9の定めるところに従い、委託費を支払う。
- 2 国は、第22条第1項に規定するモニタリングの結果、要求水準等の内容を満たしていないと判断した場合には、別紙5により、委託費を減額する。
- 3 国は、委託費の第1回の支払日までに第34条第1項に規定する運営開始確認書を交付していない場合には、運営開始確認書を交付するまでの間、委託費の支払を行わない。
- 4 本契約に別途定める場合を除き、理由のいかんを問わず民間事業者が本事業を実施しない場合には、国はこれに対応する委託費の支払を行う義務を負わない。

(委託費の支払方法)

- 第52条** 国は、委託費を別紙5の支払方法により、別紙9の支払スケジュール及び内訳に従って民間事業者に支払う。

(委託費の変更)

- 第53条** 国は、次の各号の場合において、別紙5の規定に従って、委託費の金額を変更する。
- 一 運営開始予定日の変更があった場合
 - 二 第34条第1項に規定する運営開始確認書の交付が運営開始予定日よりも遅延した場合

(虚偽報告による委託費の減額)

- 第54条** 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、民間事業者は、当該虚偽記載がなければ国が別紙5により減額し得た額を国に返還しなければならない。

(委託費の改定)

第55条 物価変動又は収容人員の変動に伴う委託費の改定は、別紙5により行う。

第6章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間終了時の検査)

第56条 本契約は、契約締結日から効力を生じ、事業期間終了日をもって終了する。

- 2 民間事業者は、維持管理・運営期間満了までの間、維持管理・運営業務について要求水準書等の内容を満たす義務を負い、維持管理・運営期間終了日の1年から6か月前までに、必要に応じ、要求水準書等の内容を満たすよう、機器の更新等を実施する。
- 3 国は、維持管理・運営期間満了の6か月前に民間事業者に通知を行った上、維持管理・運営業務について要求水準等の内容を満たしているか判断するために別途協議の上、終了前検査を行い、機器の更新等を実施すべき事項があることが判明した場合には、民間事業者にこれを通知し、民間事業者は速やかにこれを実施する。

(契約期間終了時の維持管理・運営業務の承継)

第57条 国及び民間事業者は、本契約の終了に際して、国又は国の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間終了日の1年前から協議を開始する。

- 2 民間事業者は、国又は国の指定する第三者が事業期間終了後維持管理・運営業務を引き続いていることができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、事業期間終了日の6か月前から当該業務に関する必要な事項を説明するとともに、民間事業者が用いた操作要領その他の資料を提供するほか、維持管理・運営業務の承継に必要な手続を行う。
- 3 前項に規定する手続において、国又は国の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、民間事業者に増加費用又は損害が発生した場合には、国は、当該増加費用又は損害を負担する。

(事業者調達資産の契約不適合)

第58条 国は、事業者所有資産を除く事業者調達資産（民間事業者が保守管理すべきものに限る。また、第64条第6項により国が買い取ったものを含む。以下本条において同じ。）の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないときは、民間事業者に対し、本契約が終了した日から180日以内に限り、相当の期間を定めて、当該不適合の修補（備品にあっては交換とする。）を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、民間事業者が悪意である場合、当該不適合が民間事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、1年間とする。

- 2 国は、事業者調達資産が前項の不適合により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間

内であって、国がその滅失又は毀損を知った日から 60 日以内に前項の権利を行使しなければならない。

第 2 節 民間事業者の債務不履行による契約解除

(民間事業者の債務不履行による契約解除)

第 59 条 国は、次の各号のいずれかに該当するときは、民間事業者に通知し、本契約を解除することができる。

- 一 民間事業者が本事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - 二 民間事業者の取締役会において、民間事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（民間事業者の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされたとき。
 - 三 民間事業者又は代表企業、構成企業若しくは協力企業等が、本事業又は本事業に係る入札手続に関して、基本協定書第 5 条第 4 項各号のいずれかの事項が生じたとき、またはその他重大な法令の違反をしたとき。
 - 四 民間事業者が、業務報告書に虚偽の記載を行ったとき。
 - 五 第 74 条の秘密保持義務に重大な違反があったとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、民間事業者が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められるとき。ただし、要求水準等を満たしていない場合の本契約終了は別紙 4 に従う。
- 2 民間事業者の責めに帰すべき事由により、民間事業者が連續して 30 日以上又は 1 年間に 60 日以上にわたり、要求水準等の内容に従った維持管理・運営業務を行わない場合には、国は、民間事業者に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、民間事業者に通知し、本契約を解除することができる。
 - 3 前 2 項の規定により本契約が解除された場合の事業者調達資産の帰属その他解除に伴う国からの支払等については、別紙 8 の規定に従う。

第 3 節 国の債務不履行等による契約解除

(国の任意解除)

第 60 条 国は、本契約の期間中、民間事業者に対し、180 日以上前に通知することにより、本契約を任意に解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合の事業者調達資産の帰属その他解除に伴う国からの支払等については、別紙 8 の規定に従う。

(国の債務不履行による契約解除)

第61条 国が、本契約上に従つて支払うべき委託費の支払を遅延し、民間事業者から催告を受けてから60日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、民間事業者が催告しても60日以内に是正しない場合には、民間事業者は本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合の事業者調達資産の帰属その他解除に伴う国からの支払等については、別紙8の規定に従う。

第4節 法令変更による契約解除

(法令変更による契約の解除)

第62条 第66条第4項の協議を行つたにもかかわらず、法令の変更により、国が本事業の継続が困難と判断した場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、国は、民間事業者と協議の上、本契約の全部を解除することができる。

- 2 前項の場合の解除に伴う事業者調達資産の帰属及び国からの支払等については、別紙8の規定に従う。

第5節 不可抗力による契約解除

(不可抗力による契約解除)

第63条 第68条第4項の協議を行つたにもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から90日以内に本契約の変更について合意が得られない場合には、国は、同条第2項にかかわらず、民間事業者に通知の上、本契約の全部を解除することができる。

- 2 前項の場合の解除に伴う事業者調達資産の帰属及び国からの支払等については、別紙8の規定に従う。

第6節 事業終了に際しての処置

(事業終了に際しての処置)

第64条 事業者は、本契約が終了した場合において、国際法務総合センターにある事業者管理資産以外の民間事業者又は受託者等が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件（これらのうち、第6項で国が買い取るものを除く。以下同じ。）があるときは、当該物件を速やかに撤去しなければならない。

- 2 前項の物件等を民間事業者が速やかに収去しないときは、国は、当該物件等の処置について民間事業者に対して指示できるものとする。
- 3 前項の場合において、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき

国の指示に従わないときは、国は、民間事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。民間事業者は、国の処置に異議を申し出ることができず、また、国が処置に要した費用を負担する。

- 4 民間事業者は、本契約が終了した場合において、直ちに、国に対し、国際法務総合センターを維持管理及び運営するために必要な全ての書類を引き渡さなければならない。
- 5 前項の書類のほか、民間事業者が第74条第1項に規定する秘密情報を基に作成した書類がある場合には、事業者は、当該書類を廃棄しなければならない。この場合において、事業者は、廃棄した書類の一覧表を国に提出するものとする。
- 6 本契約が終了した場合において、国は自らの選択により、事業者所有資産及び事業者所有資産以外の民間事業者又は受託者等が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件を買い取ることができる。この場合の買い取り価格、条件については、国と民間事業者の協議により定める。
- 7 民間事業者は、事業者所有資産のうち、前項の規定に基づき国に買い取り対象となったもの以外のものについては、事業期間終了日から9か月間までの間で、国と民間事業者とが協議して定める日まで、国による当該事業者所有資産の使用を認めるものとする。当該期間の民間事業者所有資産の使用に関する条件等については、国と民間事業者の協議により別途定める。民間事業者は、当該期間終了後遅滞なく、その責任と費用負担により当該事業者所有資産を収去しなければならない。
- 8 前項の物件等を民間事業者が前項に規定する期日までに収去しないときは、第2項及び第3項の規定を適用する。

第7章 保証

(保証)

第65条 契約保証金は免除する。ただし、民間事業者は、物品調達に必要な初期投資費用等（消費税及び地方消費税を含む。資金調達を行っている場合は、金利等初期投資費用の回収に要する費用を含む。）の100分の10以上の金額について、国を被保険者とする履行保証保険契約を締結する。

- 2 民間事業者は、前項の保険契約締結後速やかにその保険証券を国に提出する。なお、履行保証保険の有効期間は、本契約締結日から全ての事業者調達資産（前項に係るものに限る。）の整備完了までとする。

第8章 法令変更等

(協議及び増加費用の負担等)

第66条 民間事業者は、法令変更により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに国に対して通知しなければならない。

- 2 民間事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、民間事業者は、法令変更により国に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 国は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する委託費の支払いにおいて、民間事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 国は、民間事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに民間事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に本契約の変更（運営開始予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、国は、法令変更の対応方法（運営開始予定日の変更を含む。）を民間事業者に通知し、民間事業者はこれに従い本事業を継続する。

（法令変更による費用・損害の扱い）

第67条 法令の変更により、本業務につき民間事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用又は損害の負担は別紙6に従う。

- 2 法令の変更により、本業務について民間事業者の負担する費用が減少した場合には、別紙6の規定に従って、当該費用の減少に応じた委託費の減額を行う。

第9章 不可抗力等

（不可抗力）

第68条 民間事業者は、不可抗力事由の発生により、本契約に従った業務の遂行ができなくなつた場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに国に通知しなければならない。

- 2 民間事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、民間事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により国に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 国は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する委託費の支払いにおいて、民間事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 国は、民間事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに民間事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から90日以内に本契約の変更（運営開始予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、国は、不可抗力の対応方法（運営開始予定日の変更を含む。）を民間事業者に通知し、民間事業者はこれに従い本事業を継続する。

（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

第69条 不可抗力により、本業務につき民間事業者に合理的な増加費用又は損害（ただし、民間事業者又は受託者等が加入した保険等により補填された部分を除く。）が発生する場合には、国が当該増加費用は及び損害を負担する。

(不可抗力に至らない事象)

- 第70条** 民間事業者は、国及び民間事業者いずれの責めに帰すべき事由によらない場合であつて、不可抗力に至らない事象（民間事業者が通常予見可能な、国及び民間事業者に帰責事由のない風水害等の事象を含むがこれに限られない。）が発生したときは、自らの責任及び費用負担においてこれに対応し、本事業につき要求水準等を充足させる義務を負う。
- 2 前項の事象により、民間事業者が合理的な対応を行っているにもかかわらず、本契約の規定に従った業務の遂行ができなくなった場合には、民間事業者は、直ちにこれを国に通知する。
 - 3 国は、前項の通知を受けた場合には、民間事業者と協議の上、当該事象により本事業に生じた影響を除去するために必要な猶予期間を定める。ただし、前項の通知受領後7日以内に協議が整わない場合には、国は、合理的な猶予期間を決定して民間事業者に通知する。民間事業者は、その猶予期間中に当該事象により本事業に生じた影響を除去する。
 - 4 前項の場合が維持管理・運営期間の開始前である場合、前項に基づく猶予期間に応じて運営開始予定日を変更する。ただし、当該不可抗力に至らない事象の影響の除去に要する費用、当該事象により発生した増加費用又は損害は、全て民間事業者の負担とする。
 - 5 第3項の場合、民間事業者は、その猶予期間中に限り、本契約の履行義務を免れる。ただし、前項の除去に要する費用並びに、当該事象により発生した増加費用又は損害は、全て民間事業者の負担とする。なお、国は、委託費の支払において、民間事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
 - 6 第3項の猶予期間経過後、民間事業者に、前項の規定により履行義務を免除された業務について不履行があった場合には、民間事業者は、第2項の通知に係る事象をもって、自らに帰責性がない旨の抗弁とすることはできない。

第10章 その他

(公租公課の負担)

- 第71条** 本契約に基づく業務の遂行に関する租税は、全て民間事業者の負担とする。
- 2 国は、民間事業者に対して委託費に係る消費税を除き、一切租税を負担しない。

(暴力団の排除)

- 第72条** 民間事業者は、別紙10に定める規定を遵守することを約するとともに、別紙10の規定により本契約が解除されることを了解する。
- 2 別紙10に定める規定により本契約が解除されたときは、第59条により本契約が解除されたものとみなして、本契約の規定を適用する。

(計算書類の提出)

- 第73条** 民間事業者は、会計監査人を設置し、事業期間内において各事業年度の最終日から3か月以内に、会計監査人による監査済計算書類等及び年間業務報告書を国に提出しなければな

らない。

(秘密保持)

第74条 民間事業者又は民間事業者であった者は、本事業に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

- 一 開示の時に公知である情報
- 二 国が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
- 2 民間事業者又は民間事業者であった者は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 民間事業者は、秘密情報を記載した書類の複製を作成する場合には、国の承諾を受けなければならない。
- 4 民間事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による前3項の違反は、民間事業者による違反とみなす。
- 5 民間事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 6 前項の場合において、民間事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、民間事業者及び民間事業者から本事業の一部の委託を受けた者（その者から更に委託を受けた者を含む。）は、被収容者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定める個人情報をいう。）について、国の指示による場合を除き、情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことはできない。
- 8 民間事業者は、本契約締結後直ちに、民間事業者から本事業の一部の委託を受けた者をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書（前項の内容の確認を含む。）を国に提出させなければならない。また、民間事業者は、当該受託者との間で締結した委託に係る契約書の写しを当該契約締結後直ちに国に提出しなければならない。
- 9 民間事業者は、前項の受託者が更に業務の一部を他の第三者に委託する場合には、当該受託者をして、当該第三者に守秘義務を負わせ、かつ第7項の内容の確認を行わなければならない。
- 10 民間事業者は、各従事職員をして、秘密情報を漏洩しない旨の誓約書を国に提出させなければならない。
- 11 民間事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を国に通知しなければならない。民間事業者は、保管場所について、国から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。
- 12 民間事業者は、国と事業者が協議して定める期間内に、国との協議の上、施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報を適正に管理するために必要な次に掲げる措置を講じ、国の

承認を受けなければならない。

- 一 施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法を具体的に定めた実施要領を策定すること
- 二 施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法についての研修の計画を策定し、これに基づいて本事業に従事する各業務従事者に対して研修を実施すること

(通知)

第75条 本契約に基づく請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、通知人たる当事者の選択により次の各号のいずれかの方法によらなければならない。
 - 一 直接持参による交付
 - 二 郵送又はクーリエサービス
 - 三 電子メールによる通信（事後に正本を第一号又は第二号の方法で交付しなければならない。）
- 3 本契約において要求されているか又は認められている本契約の相手方に対する通知その他の連絡は、全て下記の通知・連絡先に宛てて行わなければ、その効力を生じない。ただし、本条に従った相手方に対する通知により、その通知・連絡先を変更することができる。

国に対する場合

住所：東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

部署：法務省矯正局成人矯正課

電話番号：03-3592-7928

電子メールアドレス：prison-pfi@moj.go.jp

民間事業者に対する場合

住所：

部署：

電話番号：

電子メールアドレス：

(本契約の変更)

第76条 本契約は、国及び民間事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

(解釈)

第77条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、国及び民間事業者が誠実に協議の上、これを定める。

- 2 本契約及び要求水準等の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定書、入札説明書に対

する質問及び回答書、入札説明書、提案書類（ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類は入札説明書に対する質問及び回答書に優先する。）の順にその解釈が優先する。

附 則

(出資者の誓約)

- 第1条** 民間事業者の出資者は、原則として事業期間終了日まで民間事業者の株式を保有するものとし、あらかじめ書面により国の同意を得た場合に限り、その全部又は一部を第三者に対して譲渡することができる。
- 2 出資者は、あらかじめ書面により国の同意を得た場合に限り、民間事業者の株式の全部又は一部に対して担保を設定することができる。
- 3 第1項の取扱いは、出資者間において民間事業者の株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。
- 4 出資者は、本契約の締結に当たり、別紙7の様式による出資者誓約書を国に対して提出する。

(融資団との協議)

- 第2条** 国は、必要と認めた場合には、本事業に関して、民間事業者に融資を行う融資団との間で協議を行う。国がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項を定める。
- 一 国が本契約に関して民間事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
- 二 民間事業者の株式又は出資の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 三 融資団が民間事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての国との間で行う事前協議及び国に対する通知に関する事項
- 四 国による本契約の解除に伴う措置に関する事項
- 五 民間事業者が保有する権利及び資産に融資団が担保を設定し、又は行使する際の国との間で行う事前協議に関する事項

別紙1 第三者委員会

第三者委員会の運営に関する必要な事項については、本別紙のとおりとする。

1 委員の選定

(1) 候補者名簿の作成

国及び民間事業者は、双方が合意の上で、9人以内の第三者委員候補者を選定しなければならない。国は、選定された第三者委員候補者を委嘱し、その名簿を作成しなければならない。

第三者委員候補者は、学識経験等第三者委員の任務に必要な識見を有し、事案の解決につき援助を与えることができる者でなければならない。

(2) 第三者委員の指名

第三者委員会によるあっせんは、3人の第三者委員が行う。

総合調整協議会における協議が整わなかった場合において、国及び民間事業者は、双方又は一方の申出に基づいて、第三者委員候補者名簿に記されている者の中から、双方が合意の上で、委員を指名しなければならない。

(3) 指名の合意ができない場合の措置

第三者委員の指名について、国及び民間事業者が合意できない場合には、国及び民間事業者は、実施要項に規定する事業者選定委員のうち、国及び民間事業者が適当と認める者へ第三者委員の選任を依頼し、提示された者を第三者委員に指名する。

(4) 第三者委員の任務

第三者委員は、国及び民間事業者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事案が解決されるように努めなければならない。

2 あっせん手続

(1) あっせんの申出

国及び民間事業者の双方があっせんを申し出る場合には、次の事項を書面により合意し、一方があっせんを申し出る場合には、他方に次の事項を書面により通知するものとする。国又は民間事業者のうち、通知を受けた者は、通知を受けたことを知ったときから、15日以内に第三者委員会によるあっせんを受けるかを、あっせんを申し出た者へ回答しなければならない。

あっせんを申し出た者は、第三者委員が指名された後速やかに、第三者委員会に次の事項を書面により通知するものとする。

- ・ 申出の日付（あっせん事項の変更又は追加があったときは、その日も含む。）
- ・ あっせん事項
- ・ あっせんに至るまでの交渉経過

(2) あっせんの実施

国及び民間事業者は、あっせん事項に関し、自らの意見及びその根拠となる事実を第三者委員が指名されてから30日以内に、第三者委員会に提出しなければならない。ただし、意見及びその根拠となる事実を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

第三者委員会は、必要に応じて国又は民間事業者から事情を聴取することができる。国又は民間事業者は可能な限りその求めに応じなければならない。

第三者委員会は、国及び民間事業者から事情を聴取するため、期日を設定し、国及び民間事業者に出席を求めることができる。その場合において、第三者委員会は、必要があると認めるときは、国及び民間事業者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第三者委員会は、あっせん案を作成し、国及び民間事業者に提示することができる。国及び民間事業者は提示されたあっせん案を最大限尊重し、事案の解決に努めなければならない。

(3) あっせんの終了

あっせんが成立したとき又はあっせんの申し出から90日が経過したときは、第三者委員会は、あっせんを終了する。

第三者委員会は、あっせんによっては事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

3 費用負担

第三者委員会に係る費用は、国、民間事業者及び第三者委員の三者間で合意の上、国及び民間事業者が折半して負担する。

4 その他

第三者委員会の事務を補助するため、国及び民間事業者は、それぞれ各1人の補助者を選出する。

第三者委員会の運営に関して本別紙に規定されていない事項については、国及び民間事業者と協議の上決定する。

別紙2 保険

1 準備期間中の保険

民間事業者又は準備業務受託者等は、準備期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

(1) 事業者調達資産の目的物の物的損害を補償する保険

保険契約者 : 民間事業者又は準備業務受託者等
保険の対象 : 事業者調達資産
保険期間 : 準備期間
保険金額（補償額）：再取得又は修理等、損害発生前の状態に復旧するために要する費用に相当する金額
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
被保険者 : 民間事業者又は準備業務受託者等

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 民間事業者又は準備業務受託者等
保険期間 : 準備期間
てん補限度額（補償額）：対人：1億円 / 1名、10億円 / 1事故以上
 対物：1億円 / 1事故以上
補償する損害 : 運営準備支援業務及び運営開始準備業務に起因する第三者の身体障害及び財物損壊が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
被保険者 : 民間事業者又は準備業務受託者等

付記事項：

民間事業者又は準備業務受託者等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故について、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2 維持管理・運営期間中の保険

(1) 国際法務総合センターの維持管理・運営業務

民間事業者又は受託者等は、維持管理・運営期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。

ア 事業者所有資産に係る火災保険

保険契約者 : 民間事業者又は受託者等
保険期間 : 維持管理・運営期間
てん補限度額（補償額）：再取得又は修理等、損害発生前の状態に復旧するために要する費

用に相当する金額

補償する損害：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

被保険者：民間事業者又は受託者等

イ 維持管理・運営業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者：民間事業者又は受託者等

保険期間：維持管理・運営期間

てん補限度額（補償額）：対人：1億円／1名、10億円／1事故以上

対物：1億円／1事故以上

補償する損害：維持管理・運営業務に起因する第三者の身体障害及び財物損壊が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害

被保険者：民間事業者又は受託者等

ウ 任意自動車保険

保険契約者：民間事業者又は受託者等

保険期間：維持管理・運営期間

てん補限度額（補償額）及び補償する損害：下表のとおり

被保険者：民間事業者又は受託者等

担保種目 保険金額/てん補限度額

車両 時価

対人賠償 無制限

対物賠償 無制限

エ 独立採算業務の保険（組立保険）

保険契約者：民間事業者又は受託者等

保険期間：準備期間

てん補限度額（補償額）：民間事業者による提案

被保険者：民間事業者又は受託者等

オ 独立採算業務の保険（生産物賠償責任保険）

保険契約者：民間事業者又は受託者等

保険期間：維持管理・運営期間

てん補限度額（補償額）：民間事業者による提案

被保険者：民間事業者又は受託者等

カ 人工透析業務の保険（医療施設賠償保険）

保険契約者：民間事業者又は受託者等

保険期間　　：維持管理・運営期間
てん補限度額（補償額）及び補償する損害：下表のとおり
被保険者　　：民間事業者又は受託者等

対人賠償　　5,000万円/1名、1億円/1事故
対物賠償　　500万円

キ 人工透析業務の保険（医師賠償保険）
保険契約者　：民間事業者又は受託者等
保険期間　　：維持管理・運営期間
てん補限度額（補償額）及び補償する損害：下表のとおり
被保険者　　：民間事業者又は受託者等

対人賠償　　5,000万円/1事故

- ・ 民間事業者又は受託者等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
- ・ 民間事業者又は受託者等は、業務遂行上において運行管理者の故意又は重大な過失により国 の職員を含む第三者に損害又は損傷を与え、又は車両の損害を生じたときは、責任をもって賠 償しなければならない。
- ・ 民間事業者又は受託者等は、業務遂行上において第三者に対する損害又は損傷の補償及びそ の他必要な費用の額の決定が相当期間にわたるときは、第三者に対し応急的措置として、別途、 国、民間事業者及び第三者が協議し決定した額を賠償額の内金払として、速やかに補償するも のとする。
- ・ 国が、第三者に対し、損害額等の支払を行ったところにより損失を受けたときは、その損害 について、民間事業者又は受託者等は国に対し損害賠償の責任を負うものとし、その賠償額等 は双方協議により決定するものとする。

3 上記各保険以外の保険

上記保険については、民間事業者等が契約することを条件とする最小限度のものであり、事 業者の判断に基づき、追加的な付保又は担保範囲の広い補償内容を提案することも可能である。 提案された保険については、原則として提案に基づいて付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ国と協議しなければならない。

4 保険証券の提示

民間事業者等は、保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを持ちに国に提示 しなければならない。

別紙3 維持管理・運営業務における増加費用負担

被収容者等の行為に起因して発生する増加費用又は損害であって、当該行為について国及び民間事業者の双方に責めに帰すべき事由がない場合の当該増加費用又は損害の負担については、次のとおりとする。ただし、増加費用又は損害の負担以外の事項については、第9章の規定に従う。

1 当該被収容者の行為によって、事業者管理資産が損壊又は滅失した場合

(1) 当該被収容者の行為が、通常の使用の範囲のものであった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用又は損害は事業者の負担とする。

(2) 上記(1)以外の場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用又は損害は国の負担とする。

2 当該被収容者等の行為によって、国の職員、従事職員（人工透析業務を実施する医師及び医療スタッフを含む。）及び第三者に損害が発生した場合には、当該損害に起因する増加費用又は損害は（保険等により填補される部分を除く。）国の負担とする。

別紙4 モニタリング及び改善要求措置要領

第1 基本的考え方

- ・ 国は、民間事業者が入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書、要求水準書、基本協定書並びに落札者が入札手続において国に提出した提案書類（以下、本別紙において「要求水準等」という。）の内容を満たすサービスの提供を行っていることを確認するため、モニタリングを実施する。
- ・ 民間事業者は、毎月業務日誌に基づき、月次業務報告書を作成し、国に提出するものとする。
- ・ 国は、月次業務報告書及び国が実施するモニタリングの結果を、民間事業者に通知する。なお、要求水準等を満たしていないと判断した場合には、「第4 委託費の減額」の規定に基づいて減額ポイント及び減額金額を算定し通知する。
- ・ 違約金は、国から民間事業者への当該年度の委託費に所定の割合を乗じた額とする。
- ・ 減額金額は、国から民間事業者への当該四半期の委託費から減額するものとする。
- ・ 毎年度最終月の定期モニタリング及び毎年1月ないし3月の期間における業務履行の対価としての委託費の支払に係る手続は、国及び民間事業者の協議により定める。ただし、国は、当該委託費を、4月末日までに支払う。

第2 モニタリングの種類

1 日常モニタリング（民間事業者によるセルフモニタリング）

- ・ 民間事業者は、協力企業等が行う各業務の遂行状況について、毎日のモニタリングを実施し、業務日誌を作成する。
- ・ 民間事業者は、業務日誌に基づき、月次業務報告書を作成し、毎月末日から7日以内に国に提出する。
- ・ 民間事業者は、上記にかかわらず、本事業の運営やサービスの提供に支障を及ぼすと思われる事態が生じた場合には、直ちに国に報告することとする。

2 定期モニタリング（国によるモニタリング）

- ・ 国は、民間事業者から月次業務報告書を受領後7日以内に、同報告書に基づき、維持管理・運営業務の水準の確認を行う。
- ・ 国は、定期的に施設内の巡回等を行い、業務の遂行状況の確認を行う。

3 隨時モニタリング（国によるモニタリング）

- ・ 国は、民間事業者に随時報告を求めるほか、必要に応じ、国の職員が施設の巡回等を行い民間事業者の業務遂行状況の確認を行う。
- ・ 国は、随時モニタリングの実施に当たり、第三者の意見を聴取することができる。また、事業が長期にわたり適切に運営されているかを評価するために、専門家等による外部評価を実施し、モニタリングの参考とすることができるものとする。

第3 モニタリングの方法

1 実施期間等

モニタリングの実施期間は、民間事業者が作成したモニタリング実施計画書を、国が承認した時点から事業期間の終了時までとする。

2 モニタリング実施計画書の作成

民間事業者は、事業契約締結後に作成する業務実施計画書等に基づいて、事業契約締結後運営開始予定日までの間で国と民間事業者が協議して定める期限内にモニタリング実施計画書を作成し、国に提出する。国は、モニタリング実施計画書の受領後1か月以内に内容を確認し、修正を求める場合にはその旨を民間事業者に通知する。

モニタリング実施計画書に記載する主な内容は次のとおりである。

- ・ モニタリングの実施時期
- ・ モニタリングの実施体制
- ・ モニタリングの手順
- ・ モニタリングの内容
- ・ モニタリングの評価基準と評価手法 等

(当該評価手法をもって評価できない場合における代替的評価手法を含む。)

3 費用の負担

国が実施するモニタリングに係る費用は国が負担し、民間事業者のセルフモニタリングに係る費用は民間事業者の負担とする。

4 通知

国は、定期モニタリング及び随時モニタリングの実施後に、評価結果を10日以内に民間事業者に通知する。

第4 委託費の減額

1 総論

国は、モニタリングの結果、民間事業者の提供するサービスが要求水準等の内容を満たしていないと判断された場合には、民間事業者に対して支払う委託費を減額する。

委託費の減額方法は次のとおりであるが、詳細は、事業契約締結後に、民間事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づいて決定するものとする。なお、国が支払う委託費は、本事業に係る民間事業者の提供するサービスに対して一体として支払うものであることから、委託費の減額についても、減額対象を細分化することは行わない。

2 減額の種別及び減額金額

委託費の減額は、次の2種類とする。

- ・ 民間事業者の債務不履行による違約金
- ・ 民間事業者の債務不履行による減額ポイントの蓄積に基づく減額

なお、女子中間ケアセンター（仮称）における業務については運営開始予定日から12か月間において民間事業者に債務不履行があったときには、下記（2）の規定にかかわらず、減額ポイントの計上のみ行うこととし、委託費の減額はしない。

（1）民間事業者の債務不履行による違約金

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていない又は業務実施計画書等に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、次の事実が発生したときは、民間事業者は国に対し発生回数1回ごとに債務不履行による違約金を支払う。国は、原則として当該事象が発生した支払対象期間の委託費からこれを相殺し、減額した委託費を支払う。

なお、違約金が支払われる原因となった事実により、国に当該違約金の額を超える損害が発生した場合には、当該違約金に加えて、民間事業者は当該損害を賠償する義務を負う。

	対象となる事実	違約金の算定方法
①	逃走事故の発生（ただし、逃走の罪が成立した場合に限る。）	3%×四半期の委託費（※の費用に限る。）以下本表において同じ。）
②	施設内外（護送中を含む。）における職員、被収容者、面会人等に死亡又は重度の障害が生じる事故の発生（ただし、被収容者の自殺事故を除く。）	3%×四半期の委託費
③	火災の発生	3%×四半期の委託費
④	矯正施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の漏えい（ただし、悪意又は重大な過失によるものに限る。）	1. 5%×四半期の委託費
⑤	国への報告義務違反（ただし、悪意又は重大な過失により、違約金及び減額ポイントの対象となる事実を報告しなかった場合に限る。）	3%×四半期の委託費
⑥	全部又は一部の業務の不履行（ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。）	3%×四半期の委託費
⑦	悪意により、①から⑤の事実を発生させようとした場合	1%×四半期の委託費

※ 別紙5の1（3）の施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用（食料費、人工透析に必要な薬品費及び消耗品費並びに調髪費を除く。）及び1（4）のその他費用

（2）民間事業者の債務不履行による減額ポイントの蓄積に基づく減額

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていない又は業務実施計画書等に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、次の事実が発生したときには、国は、減額ポイントを計上し、四半期ごとに累積状況に応じて計算した金額を、当該四半期の委託費（別紙5の1（3）の施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用（食料費、人工透析に必要な薬品費及び消耗品費並びに調髪費を除く。）及び1（4）のその他費用に限る。）から相殺することとし、減額した委託費を支払う。なお、減額ポイントが計上される事象により、国に委託費を超える損害が発生した場合には、当該委託費の減

額に加えて、民間事業者は当該損害を国に賠償する義務を負う。

ア 減額ポイントの対象となる事実

減額ポイントが計上される主な事実とは、次の事実をいい、詳細は事業契約締結後に、事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づいて決定する。

対象業務の区分	減額ポイントが計上される主な事実						
共通	<ul style="list-style-type: none">要求水準等又は運用基準に従って業務を遂行するようセンター長又はセンター長から指示を受けた国の職員から指示を受けたにもかかわらず、指示に従わないこと。誤った指示、指導又は指示等のけ怠及び業務上のミスにより、職員、被収容者又は面会人等への傷害事故の発生文書の紛失、汚損施設の保安に係る情報や被収容者等の個人情報の漏えい勤務体制、勤務時間の条件未達成						
総括マネジメント業務	<ul style="list-style-type: none">教育、研修の未実施又は不十分な実施セルフモニタリングの未実施又は不十分な実施その他、要求水準が達成できなかった場合						
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none">点検のけ怠、保守管理の不備等により、職員、被収容者等、面会者等への傷害事故の発生センター長又はセンター長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に24時間以上施設又は設備を利用できないこと（24時間経過ごとに減額ポイントを計上）						
運営業務	<table border="1"><tr><td>総務</td><td><ul style="list-style-type: none">交通事故の発生、交通法規違反警備業務について、異常を発見した際に直ちに国の職員に連絡しないこと</td></tr><tr><td>収容関連サービス</td><td><ul style="list-style-type: none">食事の未提供又は遅延食中毒の発生食事への異物混入食事の食等・数量の誤り衣類、寝具の未提供清掃・環境整備の未実施、又は不十分な実施調髪の未実施、又は不十分な実施並びに被収容者等への傷害事故の発生</td></tr><tr><td>医療業務支援</td><td><ul style="list-style-type: none">医療情報システムが正常に作動しないこと（1時間経過ごとに減額ポイントを計上）医療機器等が正常に作動しないこと医療器具の滅菌・消毒上の事故の発生医薬品・診療材料等の紛失人工透析の未実施又は遅延</td></tr></table>	総務	<ul style="list-style-type: none">交通事故の発生、交通法規違反警備業務について、異常を発見した際に直ちに国の職員に連絡しないこと	収容関連サービス	<ul style="list-style-type: none">食事の未提供又は遅延食中毒の発生食事への異物混入食事の食等・数量の誤り衣類、寝具の未提供清掃・環境整備の未実施、又は不十分な実施調髪の未実施、又は不十分な実施並びに被収容者等への傷害事故の発生	医療業務支援	<ul style="list-style-type: none">医療情報システムが正常に作動しないこと（1時間経過ごとに減額ポイントを計上）医療機器等が正常に作動しないこと医療器具の滅菌・消毒上の事故の発生医薬品・診療材料等の紛失人工透析の未実施又は遅延
総務	<ul style="list-style-type: none">交通事故の発生、交通法規違反警備業務について、異常を発見した際に直ちに国の職員に連絡しないこと						
収容関連サービス	<ul style="list-style-type: none">食事の未提供又は遅延食中毒の発生食事への異物混入食事の食等・数量の誤り衣類、寝具の未提供清掃・環境整備の未実施、又は不十分な実施調髪の未実施、又は不十分な実施並びに被収容者等への傷害事故の発生						
医療業務支援	<ul style="list-style-type: none">医療情報システムが正常に作動しないこと（1時間経過ごとに減額ポイントを計上）医療機器等が正常に作動しないこと医療器具の滅菌・消毒上の事故の発生医薬品・診療材料等の紛失人工透析の未実施又は遅延						

イ 減額ポイントの積算

減額ポイントは各事実が1回発生するごとに最大10ポイントの範囲内で計上することとし、具体的にはモニタリング実施計画等で定めることとする。

国は、日常、定期及び随時のモニタリングにより、各月ごとの減額ポイントを確定する。
なお、減額ポイントの計上は、四半期ごととし、翌四半期には持ち越さない。

ウ 減額ポイントの支払額への反映

国は、毎月、民間事業者に減額ポイントを通知する。

四半期ごとの減額ポイントの合計を計算し、下表に従って減額率を定める。

四半期の減額ポイントの合計 (x)	委託費の減額率 (y)
150以上	2.5%以上の減額（10ポイントにつき0.4%の減額） $y = 0.04 \times (x - 150) + 2.5$
100～149	1.5%以上2.5%未満の減額（10ポイントにつき0.2%の減額） $y = 0.02 \times (x - 100) + 1.5$
50～99	1%以上1.5%未満の減額（10ポイントにつき0.1%の減額） $y = 0.01 \times (x - 50) + 1$
0～49	0%（減額なし）

エ 減額ポイントの軽減措置

運営開始後一定期間にわたり、違約金の支払い又は減額ポイントの蓄積による減額がない場合には、国は、その翌月以降の1回当たりの減額ポイントを、減額がない期間に応じて下表のとおりに軽減することとする。この場合において、違約金の支払いが発生したとき又は減額ポイントの合計が上記ウに規定する減額の対象となる水準に達したときは、国は、当該軽減措置を取り消し、その翌月より上記イに規定するポイントを適用することとする。

減額がない期間	軽減措置の内容	左記軽減措置の適用期間
24か月連続	各月合計点の90%の点数を適用する。	25か月～48か月
48か月連続	各月合計点の80%の点数を適用する。	49か月～60か月
60か月以上連続	各月合計点の70%を適用する。	61か月目以降

※小数点以下は切り捨てる。

また、民間事業者にセンター施設の運営等において、次のような顕著な功績等があった場合には、当該功績等の内容に応じて、各事実の発生1件につき最大10ポイントの範囲内で、功績ポイントを付与することができる。功績ポイントは減額ポイントと相殺することができる。

- 要求水準等に定める範囲の事務について、特に優れた業務遂行により、各センター施設の良好な運営に寄与した場合
- 要求水準等に定める範囲を超える貢献により、国際法務総合センターの良好な運営に寄与した場合
- 地域への貢献等により、国際法務総合センターの良好な運営に寄与した場合
- その他特段の事情がある場合

(3) 民間事業者に対する措置

違約金支払義務の発生又は減額ポイントの蓄積に基づく減額が一定値以上蓄積した場合は、支払時期となっていなくとも即座に次の措置を講じる。当該措置については、維持管理・運営期間の初年度についても講じることとする。

なお、上記以外の場合で減額ポイントの対象となる事象が発生した場合でも、民間事業者は、速やかに発生した事象についての報告書及び改善策を提出し、国の確認を受けることとする。

ア 改善勧告

違約金支払義務が1回以上発生した場合又は累積減額ポイントが四半期中に50ポイントを超えた場合、四半期中に減額ポイントの対象となる事実のうち、同一のものが3回以上発生した場合又は累積減額ポイントが一事業年度において100ポイントを超過した場合には、国は民間事業者に対して改善勧告を行う。

民間事業者は、改善勧告のあった日から14日以内に改善計画書を提出しなければならない。国が提出された改善計画が適切であると認めた場合には、事業者はこれに従い改善計画を実施する。この場合においても、減額ポイントは消滅しない。

イ 契約解除

違約金支払義務が3回以上発生した場合又は累積減額ポイントが四半期中に200ポイントを超えた場合には、事業契約を解除することができる。

(4) 協力企業等に対する措置

ア 減額ポイントの各業務への配分

(3) とは別に、減額のための減額ポイント（違約金を換算した減額ポイントを含む。）の各業務への配分を行う。業務単位での配分が不明確な減額ポイントは民間事業者が申告し配分する。

なお、違約金は0.5%当たり10ポイントの減額ポイントとする。

イ 改善勧告

各業務の累積減額ポイントが四半期中に100ポイントを超過した場合には、国は、当

該業務を担当する協力企業等に対する改善勧告を行う。

民間事業者は、改善勧告のあった日から 14 日以内に改善計画書を提示しなければならない。国が提示された改善計画書の内容が適切であると認めた場合には、民間事業者はこれに従い改善計画を実施する。

ウ 変更要求

国は、上記イに規定された改善計画書の内容を国が適切であると認めてその旨を書面で民間事業者に通知したときから 30 日間にわたって当該協力企業等を監視し、改善されたことが確認された場合には、当該時点での減額ポイントは消滅し、通常の業務を遂行する状態に戻る。改善が確認できない場合には、民間事業者に当該協力企業等の変更を要求する。

民間事業者は、変更要求のあった日から 14 日以内に変更計画書を提出しなければならない。提出された変更計画書の内容が適切であると認めた場合には、民間事業者は当該協力企業等を変更する。

国は 90 日間にわたって新たな協力企業等を監視し、改善されたことが確認された場合には、当該時点での減額ポイントは消滅し、通常の業務を遂行する状態に戻る。

エ 契約解除

国は当該業務において既に二度協力企業等を変更している場合には、イの手続を実施せず、契約を解除することができる。

別紙5 委託費の支払方法及び委託費の支払額の改定

1 委託費の構成

委託費は、国が事業者に支払う対価であり、総括マネジメント業務、運営準備支援業務、施設維持管理業務及び運営業務に係る一切の対価によって構成され、一体の対価として民間事業者に支払われる。

ただし、民間事業者が本事業を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使用については無償とし、また、本事業のうち、独立採算業務として実施する職員食堂運営及び研修員等に係る寝具の洗濯業務に係る全ての費用（光熱水費を含む。）は委託費に含めない。

（1）物品調達に必要な初期投資費用等

- ア 事業者調達資産（事業者所有資産を除く。）の調達に要する費用
事業者調達資産（事業者所有資産を除く。）の調達に要する費用（その他事業者調達資産（事業者所有資産を除く。）の調達に関する初期投資と認められる費用を含む。）
- イ 事業者所有資産の調達に要する費用
事業者所有資産の調達に要する費用（その他事業者所有資産の調達に関する初期投資と認められる費用を含む。）
- ウ 民間事業者の開業等に要する費用
公租公課、保険料、S P C 設立費用、その他費用

（2）初期投資の回収に要する費用

- ア 事業者調達資産（事業者所有資産を除く。）の調達に要する費用に係る割賦手数料（上記（1）アの費用について提案された金利（※）に基づく元利均等払いを想定した場合における金利相当額。借入金利に税引き前利益の一部を加えたもの。）
- イ 事業者所有資産の調達に要する費用に係る金利（上記（1）イの費用について提案された金利（※）に基づく元利均等払いを想定した場合に伴う利息相当額。）
（※）民間事業者が上記（1）ア及びイの費用を賄うために調達する資金について、金利確定日（令和8年4月1日）午前10時30分における、東京スワップレート（T.S.R.）・フォールバックとしてコードにアクセスし表示されるTSRフォールバックレート（TONAベース（円/円）に一定のスプレッド調整を行ったレート）に民間事業者又は金融機関等による上乗せ金利（スプレッド）を加えた金利とする。なお、入札時には令和8年1月7日午前10時30分時点における、東京スワップレート（T.S.R.）・フォールバックとしてコードにアクセスし表示されるTSRフォールバックレート（TONAベース（円/円）に一定のスプレッド調整を行ったレート）を使って算定する。

（3）施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用

- ア 総括マネジメント業務の実施に要する費用
- イ 運営準備支援業務（上記（1）の費用を除く。）の実施に要する費用
- ウ 施設維持管理業務に要する費用
 - (ア) 建築物保守・管理業務に要する費用
 - (イ) 建築設備保守・管理・運転監視業務に要する費用
 - (ウ) エネルギーマネジメント業務に要する費用
- エ 運営業務の実施に要する費用（事業者調達資産の更新費を含む。）
 - (ア) 総務業務費
 - a 自動車運転業務に要する費用
 - b 警備業務に要する費用
 - (イ) 収容関連サービス業務費
 - a 給食業務に要する費用
 - b 衣類・寝具の提供業務に要する費用
 - c 清掃・環境整備業務に要する費用
 - d 理容等に要する費用
- ※ 職員食堂運営費及び研修員等に係る寝具の洗濯業務費は含まない。
- (ウ) 医療業務支援費
 - a 医療情報システム業務に要する費用
 - b 医療機器等の整備、維持管理及び更新業務に要する費用
 - c 医療器具の滅菌及び消毒業務に要する費用
 - d 医薬品・診療材料等の管理・搬送業務に要する費用
 - e 医療関係事務支援業務に要する費用
 - f 人工透析業務に要する費用
- オ 被収容者等の食料費
- カ 人工透析に必要な薬品費及び消耗品費
- キ 調髪費

(4) その他費用

維持管理・運営期間中におけるＳＰＣ運営費、保険料等、上記（1）ないし（3）以外の費用及び税引き前利益の一部

2 委託費の支払方法

(1) 支払方法

ア 委託費（下記イ～エの費用を除く。）

国は、令和9年7月を第1回とし、令和19年4月を最終回として、四半期ごとに全40回に分けて委託費を支払う。

各回の支払額は同一額を原則とする。

イ 食料費

国は、令和9年7月を第1回とし、令和19年4月を最終回として、四半期ごとに全40回に分けて食料費を支払う。

食料費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払で支払う。この場合の食料費は、次の算定式に従って算出された額を支払う。

$$\text{食料費} = \text{単価} \times \{\text{四半期収容延人員} + \text{四半期人工透析実施延人員(外来)}\} / 3$$

<条件>

単価：別紙9に定める単価

四半期収容延人員：当該四半期におけるセンター矯正施設の被収容者等の収容延人員

四半期人工透析実施延人員(外来)：当該四半期における人工透析実施延人員(センター矯正施設の被収容者等であるもの(人工透析実施当日に入院した者を含む。)を除く。)。なお、四半期人工透析実施延人員(外来)を3で除した数値に小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

ウ 人工透析に必要な薬品費及び消耗品費

国は、令和9年7月を第1回とし、令和19年4月を最終回として、四半期ごとに全40回に分けて人工透析に必要な薬品費及び消耗品費を支払う。

人工透析に必要な薬品費及び消耗品費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払で支払う。この場合の人工透析に必要な薬品費及び消耗品費は、当該四半期における人工透析実施延べ人員に別紙9に定める単価を乗じた額を支払う。

エ 調髪費

国は、令和9年7月を第1回とし、令和19年4月を最終回として、四半期ごとに全40回に分けて調髪費を支払う。

調髪費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払で支払う。この場合の調髪費は、当該四半期における調髪実施延べ人員に別紙9に定める単価を乗じた額を支払う。

オ 消費税等

国は、委託費の100分の10に相当する金額(消費税等相当額)を委託費と併せて支払う。ただし、モニタリングの結果を受けて委託費が減額された場合には、減額後の委託費の100分の10に相当する金額(消費税等相当額)を支払う。

(2) 支払手続

国は、民間事業者に各支払月の前四半期分に相当する委託費の支払額を通知し、民間事業者は、支払額の通知を受領後速やかに国に請求書を送付し、国は請求を受けた日から30日以内に委託費を支払う。

3 委託費の改定

(1) 「初期投資の回収に要する費用」に係る金利変動に伴う改定

入札時に使用する基準金利と令和8年4月1日10時30分（金融機関の営業日でない場合は、その前営業日）の基準金利に差が生じた場合には、1（2）の初期投資の回収に要する費用を改定する。改定後の基準金利は、令和8年4月1日午前10時30分における、東京スワップレート（T.S.R.）・フォールバックとしてコードにアクセスし表示されるTSRフォールバックレート（TONAベース（円/円）に一定のスプレッド調整を行ったレート）とする。なお、民間事業者又は金融機関による上乗せ金利（スプレッド）については、入札時に提案された利率とし、改定の対象としない。

また、維持管理・運営期間中の金利相当額の改定は行わない。

(2) 物価変動に伴う改定

ア 対象となる費用

- ・ 1（3）の施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用（運営準備支援業務の実施に要する費用を除く。）
- ・ 1（4）のその他費用

（ただし、国が了承した、設備、機器及び備品の調達並びに設備、機器及び備品の更新に関する費用について、国が認めた場合には本改定の対象としないことがある。）

イ 改定時期

物価変動を踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

- ・ 改定指標の評価：毎年4月1日（同日が休日の場合には直後の平日）に確認できる、同年1月の指標を用いて行うこととする
- ・ 対価の改定：原則として、翌年度4月1日以降の委託費の支払に反映させる。

なお、対価の改定は、第5回以降の支払について適用する。

ウ 改定方法

前回改定時の指標（改定がない場合は、令和8年1月の指標）に対して、現指標が3ボイント以上変動した場合に改定を行う。

（ア）改定率の計算に用いる指標

- ① 1（3）ウの施設維持管理業務に要する費用
「企業向けサービス価格指数」－建物サービス
(物価関連統計・日本銀行調査統計局)
- ② 1（3）エ（ア）bの警備業務に要する費用
「企業向けサービス価格指数」－警備
(物価関連統計・日本銀行調査統計局)
- ③ 1（3）エ（イ）aの給食業務に要する費用
「企業向けサービス価格指数」－給食サービス
(物価関連統計・日本銀行調査統計局)

- ④ 1 (3) エ (イ) b の衣類・寝具の提供業務に要する費用
「企業向けサービス価格指数」－洗濯
(物価関連統計・日本銀行調査統計局)
- ⑤ 1 (3) エ (イ) c の清掃・環境整備業務に要する費用
「企業向けサービス価格指数」－建物サービス
(物価関連統計・日本銀行調査統計局)
- ⑥ 1 (3) 施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用（運営準備支援業務の実施に要する費用、施設維持管理業務に要する費用、警備業務に要する費用、給食業務に要する費用、衣類・寝具の提供業務に要する費用、清掃・環境整備業務の実施に要する費用、被収容者等の食料費、人工透析に必要な薬品費及び消耗品費並びに調髪費を除く。）及び1 (4) のその他費用
「企業向けサービス価格指数」－その他諸サービス
(物価関連統計・日本銀行調査統計局)
- ⑦ 食料費（単価）
「国内企業物価指数」－飲食料品
(物価関連統計・日本銀行調査統計局)
- ⑧ 人工透析に必要な薬品費及び消耗品費（単価）
「国内企業物価指数」－化学製品
(物価関連統計・日本銀行調査統計局)
- ⑨ 調髪費（単価）
「消費者物価指数」－カット代（品目別価格指数（全国））
(総務省統計局)

(イ) 計算方法

前回改定年度に支払われる対価を基準額とし、次の算定式に従って年度ごとに對価を確定する。

なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

また、改定後の対価（食料費、人工透析に必要な薬品費及び消耗品費及び調髪費の単価を除く。）に小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。さらに、改定後の食料費、人工透析に必要な薬品費及び消耗品費並びに調髪費の単価に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

$$AP_p = AP_q \times (SPPI_{p-1} / SPPI_{q-1}) \quad \text{ただし } |SPPI_{p-1} - SPPI_{q-1}| \geq 3$$

<条件>

p : 当該年度

q : 前回改定年度（改定がない場合は初年度）

AP_p : p 年度の A 業務の対価（食料費、人工透析に必要な薬品費及び消耗品費並びに調髪費については単価）

AP_q : q 年度の A 業務の対価（食料費、人工透析に必要な薬品費及び消耗品費並びに調
髪費については単価）
SPPI_{p-1} : (p-1) 年度の価格指数
SPPI_{q-1} : (q-1) 年度の価格指数

<計算例>

前回物価改定時（又は初回支払時）である令和 10 年度の支払額が 100 万円、令和 9 年度の指
数が 90 で、令和 13 年度の指數が 108 の場合：

$$\text{令和 14 年度改定率 (令和 13 年度の物価反映)} \\ = \text{令和 13 年度指數} [108] \div \text{令和 9 年度指數} [90] = 1.2$$

$$\text{令和 14 年度の対価} \\ = \text{令和 10 年度の対価} [100\text{万円}] \times 1.2 = 120\text{万円}$$

※SPPI : Services Producer Price Index (企業向けサービス価格指數)

(ウ) 改定手続

民間事業者は、毎年度 3 月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して、翌
年度の対価の金額を国に通知し、国の確認を受けること。改定を行わない場合も同様とす
る。

(3) 収容人員の変動に伴う改定

ア 対象となる費用

全業務運営開始後の運営業務に必要な費用のうち、人件費（収容人員に応じた変動分）
を改定対象とする。

イ 改定時期

収容人員の変動を踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

- ・ 収容人員の評価：センター矯正施設における、前年度の収容延人員とする。
- ・ 対価の改定：原則として翌年度 4 月 1 日以降の委託費の支払に反映させる。改定に
より契約金額が減額となる場合は、この限りではない。

なお、対価の改定は、第 5 回目以降の支払について適用する。

ウ 改定方法

当該年度の前年度におけるセンター矯正施設の合計収容延人員が、東日本成人矯正医療
センターの収容定員、東日本少年医療・教育センターの収容定員、女子中間ケアセンター
(仮称) の収容定員及び東京西少年鑑別所の収容定員の合計に 10 分の 5 を乗じて得た数
に、当該年度の前年度の延日数を乗じた数（以下「5割収容延人員」という。）を下回った
場合又は当該年度の前年度のセンター矯正施設の合計収容延人員が、東日本成人矯正医療
センターの収容定員、東日本少年医療・教育センターの収容定員、女子中間ケアセンター
(仮称) の収容定員及び東京西少年鑑別所の収容定員の合計に 10 分の 7 を乗じて得た数

に、当該年度の前年度の延日数を乗じて得た数（以下「7割収容延人員」という。）を超えた場合に、改定を行う。

ただし、運営開始予定日の属する年度の翌年度においては、上記算定に当たり、女子中間ケアセンター（仮称）に係る収容定員及び収容延人員を考慮しないものとする。この場合において、委託費の改定があったときは、女子中間ケアセンター（仮称）の維持管理・運営業務に必要な費用についても改定の対象に含む。

(当該年度の前年度の収容延人員が、5割収容延人員を下回った場合)

$$AP_{p+1} = AP - \frac{AP}{PP_{50\%}} \times (PP_{50\%} - PP_{p-1})$$

※ $PP_{50\%}$ =

$$\left\{ \text{収容定員 (センター (成人) +センター (少年) +ケアセンター+西少鑑)} \right. \\ \left. \times \frac{5}{10} \right\} \times \text{当該年度の前年度の延日数}$$

※ [] の数値に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

[] の数値に小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(当該年度の前年度の収容延人員が、7割収容延人員を超えた場合)

$$AP_{p+1} = AP + \frac{AP}{PP_{50\%}} \times (PP_{p-1} - PP_{70\%})$$

※ $PP_{70\%}$ =

$$\left\{ \text{収容定員 (センター (成人) +センター (少年) +ケアセンター+西少鑑)} \right. \\ \left. \times \frac{7}{10} \right\} \times \text{当該年度の前年度の延日数}$$

※ [] の数値に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

[] の数値に小数点以下の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

<条件>

p : 当該年度

AP_{p+1} : 本改定によって算出される p + 1 年度の対象費用の合計額

AP : 本改定前の、p + 1 年度における対象費用の合計額

※契約金額が収容人員の変動に伴う改定以外の事由により変更されていた又は当該年度から変更される場合は、変更後の契約等によって定められた金額とする。

PP_{p-1}: (p-1) 年度の収容延人員

PP_{50%}: 5割収容延人員

PP_{70%}: 7割収容延人員

- ・ 計算方法

次の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、5割収容延人員又は7割収容延人員に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 減額措置

モニタリングの結果、要求水準の内容を満たしていないことが明らかときは、別紙4「モニタリング及び改善要求措置要領」により、支払額の減額等を行う。

なお、モニタリングによる減額は、精算払分の精算額を算定した後の当該四半期の委託費に對して行う。

5 運営開始の遅延の場合における委託費の支払

第53条各号に定める場合（以下「運営開始の遅延」という。）の委託費の支払に係る措置については、次のとおりとする。

（1）運営開始の遅延が民間事業者の責めに帰すべき事由による場合

ア 「物品調達に必要な初期投資費用等」に係る金利等初期投資の回収に要する費用の取扱い

国は増加費用を負担せず、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、民間事業者に対する金融機関の融資期間が短縮されたことに伴う利息金額の変動に関し、期間の短縮による利息減額分及び調達スプレッドの縮小等による民間事業者負担の軽減分を委託費の見直しに反映させる。

イ 「物品調達に必要な初期投資費用等」以外の委託費の取扱い

遅延した期間において維持管理・運営業務が行われていたら支払われたであろう委託費のうち「物品調達に必要な初期費用等」以外に相当する金額分については、第51条第1項の規定により、委託費をサービスの対価として支払う対象とならないため、委託費総額から控除する。

なお、遅延が一部施設のみの場合は、当該施設を除く各センター施設における「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」（提案書類に記載のある施設ごとの費用）を

支払対象とするほか、総括業務マネジメント業務の実施に要する費用及びその他費用については、遅延が一部のみであっても、全額を支払対象とする。

(2) 運営開始の遅延が国の責めに帰すべき事由による場合

- ア 「物品調達に必要な初期投資費用等」に係る金利等初期投資の回収に要する費用の取扱い

国は、事業者に発生した合理的な金融費用を負担する。また、国及び民間事業者は、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、融資期間が短縮されたことに伴う利息金利の変動に関し、期間の短縮等による利息額の減額分を委託費の見直しに反映させることについて協議を行う。

- イ 「物品調達に必要な初期投資費用等」以外の委託費の取扱い

上記(1)イと同様とする。ただし、当該遅延期間に本事業のために民間事業者が支出した費用その他民間事業者の損害について、民間事業者が国に対して損害賠償請求として請求することは妨げられない。

(3) 運営開始の遅延が不可抗力又は法令変更による場合

- ア 「物品調達に必要な初期投資費用等」に係る金利等初期投資の回収に要する費用の取扱い

国は、民間事業者に発生した合理的な金融費用を負担する。また、国及び民間事業者は、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、融資期間が短縮されたことに伴う利息金利の変動に関し、期間の短縮等による利息減額分及び調達スプレッドの縮小等による事業者負担の軽減分を委託費の見直しに反映させることについて協議を行う。

- イ 「物品調達に必要な初期投資費用等」以外の委託費の取扱い

上記(1)イと同様とする。ただし、当該遅延期間に本事業のために事業者が支出した費用については、増加費用として、法令変更に起因する場合には、別紙6の規定による費用負担とし、不可抗力に起因する場合には、国の費用負担とする。

別紙6 法令変更による費用及び損害の負担

1 第67条第1項関係

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用又は損害は、次の各号のいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令の変更については民間事業者が負担する。

- 一 矯正施設の維持管理及び運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、矯正施設の維持管理及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。なお、本事業の遂行に重大な支障を来たす法令の新設、変更があり、これによる増加費用又は損害により民間事業者の経営が重大な影響を受ける場合には、国は、当該増加費用又は損害の負担について、民間事業者と協議をすることができる。
- 二 日本における消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づいて実施される事業又は本事業に類似する矯正施設等の維持管理及び運営に関する事業に特定的な税制の新設及び変更。

2 第67条第2項関係

法令の変更による事業者の負担する費用の減少については、次の各号のいずれかに該当する場合には当該減少額に応じて委託費の減額を行い、それ以外の法令の変更については委託費の減額を行わない。

- 一 矯正施設の維持管理及び運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、矯正施設の維持管理及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。
- 二 日本における消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの並びにPFI法に基づいて実施される事業又は本事業に類似する矯正施設等の維持管理及び運営に関する事業に特定的な税制の新設及び変更。

令和 年 月 日

法務省大臣官房会計課長 藤田正人 殿

出資者誓約書

国及び●（以下「民間事業者」という。）間において、本日付けで締結された国際法務総合センター維持管理・運営事業維持管理及び運営に関する契約（以下「本契約」という。）に関して、出資者である●（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、国に対して下記の事項を連帶して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

- 1 民間事業者が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 民間事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を●が、●株を●が、・・・及び●株を●が、それぞれ保有していること。
- 3 民間事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主により全議決権の2分の1を超える議決権が保有され、かつ、落札者の代表企業である●の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
- 4 民間事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項に記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権行使すること。
- 5 民間事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する民間事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合には、あらかじめその旨を国に対して書面により通知し、国の書面による承諾を受けた上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに国に対して提出すること。
- 6 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、民間事業者の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の

処分（合併・会社分割等により包括承継させることを含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する民間事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、国の事前の書面による承諾を受けて行うこと。

7 当社らが、本事業に関して知り得た全ての情報について守秘義務を負い、国の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。

(住所)
株式会社
代表取締役 印

(住所)
株式会社
代表取締役 印

別紙8 契約解除の場合における取扱い

第1章 民間事業者の責めに帰すべき事由による解除

(準備期間中の解除)

- 第1条** 準備期間中に本契約本文第59条の規定により本契約が解除された場合には、民間事業者は、国に対して、別紙5の1(1)の「物品調達に必要な初期投資費用等」の100分の10に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に支払う。
- 2 国は、民間事業者において調達又は設置済の事業者調達資産（事業者所有資産を除く。以下本別紙において同じ。）及び事業者所有資産のうち国が自らの選択により買い取ることとしたもの（以下「国買取資産」という。）が存在する場合には、検査の上、検査に合格した事業者調達資産及び国買取資産の買受代金を支払い、その所有権を取得する（所有権は検査合格により当然に国に移転する。なお、国買取資産のうち、民間事業者がリース契約等により使用権のみを保有しているもの（以下「リース買取資産」という。）については、民間事業者の責任と費用負担において所有権を国に移転しなければならない。）。買受代金額は、「物品調達に必要な初期投資費用等」（別紙5の1(1)ア及びイの費用に限る。以下本別紙において同じ。）に、解除時点における出来高割合を乗じた金額とする（ただし、リース買取資産の買受代金については、国と民間事業者の協議により定める。）。
- 3 国は、前項の買受代金を、自らの選択により、別紙5の支払方法と同様に均等支払の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる（ただし、国と民間事業者が別途協議して定めることを妨げるものではない。以下、本別紙において同じ。）。
- 4 国は、第2項の買受代金を分割で支払う場合には、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、金利確定時における基準金利に、入札時に提案されたスプレッドを加えた金利（以下「適用金利」という。）又は当該分割支払期間と同じ若しくは最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りのいずれか低い方の金利を、「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該分割支払期間と同じ又は最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。また、当該買受代金を一括して支払う場合には、本契約の解除日から当該買受代金の支払日までの期間について、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利又は当該期間に最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りのいずれか低い方の金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該期間に最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。
- 5 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、国は、増加費用又は損害が発生した場合において増加費用又は損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について民間事業者に損害賠償を請求することができ、第2項の買受代金と当該損害賠償の請求額

を対当額で相殺することができる。

- 6 民間事業者は、第2項の検査に不合格となった事業者調達資産及び国買取資産以外の事業者所有資産を速やかに収去しなければならない。
- 7 本契約本文第64条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 8 第1項に基づく解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、民間事業者に協議を申し入れることができる。

(維持管理・運営期間中の解除)

第2条 維持管理・運営期間中に本契約本文第59条の規定により本契約が解除された場合には、民間事業者は、本契約が解除された時点から維持管理・運営期間が終了するまでの期間における「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」の合計金額の100分の10に相当する違約金を国に対して支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、国は、別紙5の1(1)の「物品調達に必要な初期投資費用等」の解除時点における未払い相当額に、国買取資産の買取代金を加えた額を事業者に支払い、事業者調達資産及び国買取資産の所有権を保持する（なお、国買取資産のうち、民間事業者がリース契約等により使用権のみを保有しているものについては、民間事業者の責任と費用負担において所有権を国に移転しなければならない。）。
- 3 国は、前項の買受代金を、自らの選択により、別紙5の支払方法と同様に均等支払の方法による分割払い又は一括払により支払うことができる。なお、分割で支払う場合には、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利又は本契約の解除時における事業期間の残存期間と同じ若しくは最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りのいづれか低い方の金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、本契約の解除時における事業期間と同じ若しくは最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を、一括払いでの支払う場合には、本契約の解除日から前項の金額の支払日までの期間について、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利又は当該期間と同じ若しくは最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りのいづれか低い方の金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該期間と同じ若しくは最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。
- 4 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、国は、増加費用又は損害が発生した場合において増加費用又は損害の額が同項の違約金を超えるときは、その超過額について民間事業者に損害賠償を請求することができ、第2項の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
- 5 国は、本契約が解除される場合において、事業者調達資産及び国買取資産が要求水準等の内容を満たしているかを判断するために、終了前検査を行う。国は、検査の結果、事業者調達資

産及び国買取資産が要求水準等の内容を満たしていない場合には、民間事業者に対し、事業者調達資産及び国買取資産の修繕又は更新を求めることができ、民間事業者は速やかに事業者調達資産及び国買取資産を修繕し、又は更新するものとする。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、民間事業者が負担する。

- 6 民間事業者は、国又は国の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、民間事業者が負担する。
- 7 第1項の規定に基づく解除を原因として、民間事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、民間事業者に協議を申し入れることができる。
- 8 解除時点において各センター施設のうち本契約本文第34条第1項の運営開始確認書が交付されていないものがあるときは、前条第2項を準用して、履行が完了していない業務の出来高相当額を算定する。

第2章 国の責めに帰すべき事由による解除

(準備期間中の解除)

第3条 準備期間中に本契約本文第60条又は第61条の規定により本契約が解除された場合には、国は、民間事業者に対し、当該解除により民間事業者に発生した増加費用又は損害（合理的な金融費用を含む。以下同じ。）を負担する。

- 2 前項の場合において、国は、民間事業者において調達又は設置済の事業者調達資産及び国買取資産が存在する場合には、検査の上、検査に合格した当該事業者調達資産及び国買取資産の買受代金を支払い、その所有権を取得する（所有権は検査合格により当然に国に移転する。）。なお、リース買取資産については、民間事業者の責任と費用負担において所有権を国に移転しなければならない。買受代金額は、別紙5の1(1)の「物品調達に必要な初期投資費用等」に、解除時点における出来高割合を乗じた金額とする（ただし、リース買取資産の買受代金については、国と民間事業者の協議により定める。）。
- 3 国は、前項の買受代金を、民間事業者との協議により、別紙5の支払方法と同様に均等支払の方法による分割払い又は一括払により支払うことができる。なお、分割で支払う場合には、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該分割支払期間と同じ又は最も近似する満定期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を、一括払いで支払う場合には、本契約の解除日から当該買受代金の支払日までの期間について、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該期間に最も近似する満定期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。
- 4 民間事業者は、第2項の検査に不合格となった事業者調達資産及び国買取資産以外の事業者

所有資産を速やかに収去しなければならない。

- 5 本契約本文第64条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 第1項の規定に基づく解除を原因として、民間事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、民間事業者に協議を申し入れることができる。

(維持管理・運営期間中の解除)

第4条 維持管理・運営期間中に本契約本文第60条又は第61条の規定により本契約が解除された場合には、国は、民間事業者に対し、当該解除により民間事業者に発生した増加費用又は損害を負担する。

- 2 前項の場合において、国は、第4項又は第5項の買受代金を民間事業者に支払い、事業者調達資産及び国買取資産の所有権を保持する（なお、国買取資産のうち、民間事業者がリース契約等により使用権のみを保有しているものについては、民間事業者の責任と費用負担において所有権を国に移転しなければならない。）。
- 3 国は、前項の買受代金を、民間事業者との協議により、別紙5の支払方法と同様に均等支払の方法による分割払い又は一括払により支払うことができる。
- 4 一括払いの場合における買受代金は、次の各号の金額を合計した額とし、本契約の解除日から当該買受代金の支払日までの期間について、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該期間に最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。
 - 一 別紙5の1(1)の「物品調達に必要な初期投資費用等」の解除時点における未払相当額に国買取資産の買受代金を加算した額
 - 二 別紙5の1(2)の「初期投資の回収に要する費用」の解除時点における未払相当額を、適用金利を上限として国と民間事業者が協議して定める割引率により割り戻した金額
- 5 別紙5の支払方法による分割払いの場合における買受代金は、前項第一号の金額に、適用金利の割合により算出された支払までの利息相当額を加えた額とする。
- 6 国は、本契約が解除される場合において、事業者調達資産及び国買取資産が要求水準等の内容を満たしているかを判断するために、終了前検査を行う。国は、検査の結果、事業者調達資産及び国買取資産が要求水準等の内容を満たしていない場合には、民間事業者に対し、当該事業者調達資産及び国買取資産の修繕又は更新を求めることができ、民間事業者は速やかに当該事業者調達資産及び国買取資産を修繕し又は更新するものとする。この修繕又は更新に係る費用は、民間事業者が負担する。
- 7 民間事業者は、国又は国の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に要した費用は、国が負担する。
- 8 第1項に基づく解除を原因として、民間事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、民間事業者に協議を申し入れることができる。

- 9 解除時点において各センター施設のうち本契約本文第34条第1項の運営開始確認書が交付されていないものがあるときは、第1条第2項を準用して、履行が完了していない業務の出来高相当額を算定する。

第3章 法令変更・不可抗力による解除

(準備期間中の解除)

- 第5条 準備期間中に本契約本文第62条又は第63条の規定により本契約が解除された場合において、国は、民間事業者において調達又は設置済の事業者調達資産及び国買取資産が存在する場合には、検査の上、検査に合格した事業者調達資産及び国買取資産の買受代金を支払い、その所有権を取得する（所有権は検査合格により当然に国に移転する。）。なお、リース買取資産については、民間事業者の責任と費用負担において所有権を国に移転しなければならない。）。買受代金額は、別紙5の1（1）の「物品調達に必要な初期投資費用等」に、解除時点における出来高割合を乗じた金額とする（ただし、リース買取資産の買受代金については、国と民間事業者の協議により定める。）。**
- 2 維持管理・運営期間開始前に不可抗力により本契約が解除された場合であって、当該不可抗力により事業者調達資産が損傷又は滅失した場合には、前項に加え、国は、損傷又は滅失した部分の価額から当該不可抗力に起因して民間事業者が受領した保険金額を控除した金額を合理的な範囲内で負担する。
- 3 国は、前2項の金額に加え、別紙5の1（1）ウの費用のうち、事業者が本契約の解除時までに支出済みの金額を合理的な範囲内で負担する。
- 4 国は、前3項の金額を、民間事業者との協議により、別紙5の支払方法と同様に均等支払の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。なお、分割で支払う場合には、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利を上限とし、当該分割支払期間と同じ又は最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を下限とする金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該分割支払期間と同じ又は最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。また、前3項の金額を一括払いでの支払う場合には、本契約の解除日から前3項の金額の支払日までの期間について、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利を上限とし、当該期間に最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を下限とする金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該期間に最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。
- 5 民間事業者は、第1項の検査に不合格となった事業者調達資産及び国買取資産以外の事業者所有資産を速やかに収去しなければならない。

- 6 本契約本文第64条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 7 民間事業者が運営準備支援業務及び運営開始準備業務を終了させるために要する費用（合理的な金融費用を含む。）があるときは、国は当該費用を民間事業者に支払う。なお、支払方法は、国と民間事業者が協議して定める。
- 8 第1項の規定に基づく解除を原因として、民間事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、民間事業者に協議を申し入れることができる。

（維持管理・運営期間中の解除）

第6条 維持管理・運営期間中に本契約本文第62条又は第63条の規定により本契約が解除された場合には、国は、第3項又は第4項の買受代金を支払い、事業者調達資産及び国買取資産の所有権を保持する（なお、国買取資産のうち、民間事業者がリース契約等により使用権のみを保有しているものについては、民間事業者の責任と費用負担において所有権を国に移転しなければならない。）。

- 2 国は、前項の買受代金を、民間事業者との協議により、別紙5の支払方法と同様に均等支払の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。ただし、不可抗力により各センター施設が損傷又は滅失した場合であって、当該不可抗力に起因して事業者が保険金を受領したときには、買受代金は、当該受領保険金に相当する金額の控除後の額とする。
- 3 一括払いの場合における買受代金は、別紙5の1（1）の「物品調達に必要な初期投資費用等」の解除時点における未払い相当額に、国買取資産の買取代金を加えた額とし、本契約の解除日から当該買受代金の支払日までの期間について、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利を上限とし、当該期間に最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を下限とする金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該期間に最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。
- 4 別紙5の支払方法による分割払いの場合における買受代金は、別紙5の1（1）の「物品調達に必要な初期投資費用等」の解除時点における未払い相当額に、国買取資産の買取代金を加えた額とし、別紙5の支払方法に従って、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っているときには、適用金利を上限とし、本契約の解除時における事業期間の残存期間と同じ又は最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を下限とする金利を、民間事業者が「物品調達に必要な初期投資費用等」について金融機関からの資金調達を行っていないときには、当該分割支払期間と同じ又は最も近似する満期期間の日本国債の本契約の解除日における最終利回りに相当する金利を付する。
- 5 民間事業者が既に維持管理・運営業務を開始している場合において、民間事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する費用（合理的な金融費用を含む。）があるときは、国は当該費用を民間事業者に支払う。なお、支払方法は、国と民間事業者が協議して定める。

- 6 本契約が解除される場合において、事業者調達資産及び国買取資産が要求水準等の内容を満たしているかを判断するために、終了前検査を行う。国は、検査の結果、事業者調達資産及び国買取資産が要求水準等の内容を満たしていない場合には、民間事業者に対し、事業者調達資産及び国買取資産の修繕又は更新を求めることができ、民間事業者は速やかに事業者調達資産及び国買取資産を修繕し、又は更新するものとする。当該修繕又は更新に係る費用は、民間事業者が負担する。ただし、法令変更に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、別紙6の区分に従い、国又は民間事業者が負担し、不可抗力に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、合理的な範囲内で国が負担する。
- 7 民間事業者は、国又は国の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に要した費用は、国が負担する。
- 8 第1項の規定に基づく解除を原因として、民間事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、民間事業者に協議を申し入れることができる。
- 9 解除時点において各センター施設のうち本契約本文第34条第1項の運営開始確認書が交付されていないものがあるときは、第1条第2項を準用して、履行が完了していない業務の出来高相当額を算定する。

別紙9 委託費の金額、内訳及び支払スケジュール

(総額)

単位:円

		ア 物品調達に 必要な初期 投資費用等	イ 初期投資の 回収に要す る費用	事業者固有資産 (事業者所有資 産を除く。)の調 達に要する費用 に係る割賦手数 料	ウ 事業者固有資産 の調達に要する 費用に係る利 用に係る割賦手 料	施設維持管理業 務、運営業務等 の実施に要する 費用 (エ、オ、カの費 用を除く。)	総括マネジメント 業務	運営準備支援業 務	施設維持管理業 務	総務業務	収容関連サービ ス業務	警備業務	給食業務	衣類・寝具の提 供業務	清掃・環境整備 業務	理容等	医療業務支援	エ 食料費	オ 人工透析に 必要な薬品 費及び消耗 品費	カ 委託費合計 ($\text{エ} + \text{オ} + \text{カ}$)	キ 調髪費	ク 消費税額 ($\text{カ} * 0.1$)	ケ 委託費合計 (税込) ($\text{ケ} + \text{キ} + \text{カ}$)		
令和9年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和10年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和11年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和12年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和13年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和14年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和15年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和16年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和17年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
令和18年度	第1四半期																								
	第2四半期																								
	第3四半期																								
	第4四半期																								
合 計																									

※1 食料費の精算のための単価は、●●円／人・日とする。

※2 人工透析に必要な薬品費及び消耗品費の精算のための単価は、●●円／回とする。

※3 調髪費の精算のための単価は、●●円／回とする。

別紙10 暴力団排除に関する規定

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 国は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 役員等（役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに順ずる者をいう。以下同じ。）、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 国は、民間事業者が自ら又は第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて国の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(委託契約等に関する確約)

第3条 民間事業者は、第1条各号のいずれかに該当する者又は前条各号のいずれかに該当する行為をした者（以下「解除対象者」という。）を受託者等（再委託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。）としないことを確約する。

(委託契約等に関する契約解除)

第4条 民間事業者は、契約後に受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該受託者等との契約を解除し、又は受託者等に対し契約を解除せるようにしなければならない。

2 国は、民間事業者が受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは受託者

等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該受託者等との契約を解除せず、若しくは受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第5条 国は、第1条各号又は第2条各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額(契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額の違約金を民間事業者に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 国は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 民間事業者は、国が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、国及び民間事業者協議の上、定めるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 民間事業者は、自ら又は受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を国に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。